

豊川市地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

(令和7年1月修正)

豊川市防災会議
豊 川 市

豊川市地域防災計画 【 風水害等災害対策計画 】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第5節 市地域防災計画の作成又は修正	
第6節 本市の概要	
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	21
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 水害予防対策	26
第1節 河川防災対策	
第2節 雨水出水対策	
第3節 海岸防災対策	
第4節 浸水想定区域における対策	
第5節 地下空間の浸水対策	
第6節 農地防災対策	
第7節 水防計画	
第3章 土砂災害等予防対策	33
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 土砂災害の防止	
第3節 土砂災害対策	
第4節 治山対策	
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
第6節 宅地造成の規制誘導	
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	
第4章 事故・火災等予防対策	39
第1節 海上災害対策	
第2節 鉄道災害対策	
第3節 道路災害対策	
第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	

第5節	高圧ガス保安対策	
第6節	火薬類保安対策	
第7節	林野火災対策	
第5章	建築物等の安全化 ……………	41
第1節	交通関係施設対策	
第2節	ライフライン関係施設対策	
第3節	文化財保護対策	
第4節	防災建造物整備対策	
第6章	都市の防災性の向上 ……………	47
第1節	都市計画	
第2節	防災街区等整備対策	
第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	防災空間の整備拡大	
第7章	中山間地等における孤立対策 ……………	50
第1節	孤立危険地域の把握	
第2節	孤立への備え	
第8章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 ……………	51
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
第9章	消防に関する計画 ……………	57
第1節	消防の責任及び市の消防計画	
第2節	組織及び人員の強化	
第3節	消防施設等の整備	
第4節	防火防災意識の高揚	
第5節	広域防災応援体制の整備	
第10章	避難行動の促進対策 ……………	60
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第11章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ……………	66
第1節	避難所の指定・整備等	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第12章	広域応援・受援体制の整備 ……………	75
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節	防災活動拠点の確保等	
第13章	防災訓練及び防災意識の向上 ……………	78
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	

第14章 防災に関する調査研究の推進	83
防災に関する調査研究の推進	

第3編 災害応急対策

第1章 防災組織	85
防災組織	
第2章 活動態勢（組織の動員配備）	86
第1節 災害対策本部の設置・運営	
第2節 職員の派遣要請	
第3節 災害救助法の適用	
第3章 避難行動	92
第1節 気象警報等の発表、伝達	
第2節 避難情報	
第3節 住民等の避難誘導等	
第4節 広域避難	
第4章 災害情報の収集・伝達・広報	102
第1節 被害状況等の収集・伝達	
第2節 通信手段の確保	
第3節 広報	
第5章 応援協力・派遣要請	113
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 労務供給	
第6節 防災活動拠点の確保等	
第6章 救出・救助対策	122
第1節 救出・救助活動	
第2節 海上における避難救出活動	
第3節 防災ヘリコプターの支援要請	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	124
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	128
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 港湾・漁港施設対策	
第4節 鉄道施設対策	
第5節 緊急輸送手段の確保	
第9章 水害防除対策	134
第1節 水防	
第2節 防災営農	
第3節 流木の防止	

第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	139
第 1 節	避難所の開設・運営	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	
第 11 章	水・食品・生活必需品等の供給	144
第 1 節	給水	
第 2 節	食品の供給	
第 3 節	生活必需品の供給	
第 12 章	地域安全対策	147
	地域安全対策	
第 13 章	遺体の取扱い	148
第 1 節	遺体の捜索	
第 2 節	遺体の処理	
第 3 節	遺体の埋火葬	
第 14 章	ライフライン施設等の応急対策	151
第 1 節	電力施設対策	
第 2 節	ガス施設対策	
第 3 節	上水道施設対策	
第 4 節	下水道施設対策	
第 5 節	通信施設の応急措置	
第 6 節	郵便業務対策	
第 7 節	ライフライン施設の応急復旧	
第 15 章	海上災害対策	158
	海上災害対策	
第 16 章	航空災害対策	160
	中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	
第 17 章	鉄道災害対策	163
	鉄道災害対策	
第 18 章	道路災害対策	165
	道路災害対策	
第 19 章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	167
第 1 節	危険物等施設	
第 2 節	危険物等積載車両	
第 3 節	危険物等積載船舶	
第 20 章	高圧ガス災害対策	168
第 1 節	高圧ガス施設	
第 2 節	高圧ガス積載車両	
第 21 章	火薬類災害対策	169
第 1 節	火薬類関係施設	
第 2 節	火薬類積載車両	
第 3 節	火薬類積載船舶	
第 22 章	大規模な火事災害対策	171
	大規模な火事災害対策	

第 23 章	林野火災対策	173
	林野火災対策	
第 24 章	住宅対策	175
	第 1 節	被災宅地の危険度判定
	第 2 節	被災住宅等の調査
	第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居
	第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営
	第 5 節	住宅の応急修理
	第 6 節	障害物の除去
第 25 章	学校における対策	180
	第 1 節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置
	第 2 節	教育施設及び教職員の確保
	第 3 節	応急な教育活動についての広報
	第 4 節	教科書・学用品等の給与
第 4 編 災害復旧・復興		
第 1 章	復興体制	183
	第 1 節	復興計画等の策定
	第 2 節	職員の派遣要請
第 2 章	公共施設等災害復旧対策	184
	第 1 節	公共施設災害復旧事業
	第 2 節	激甚災害の指定
	第 3 節	暴力団等への対策
第 3 章	災害廃棄物処理対策	187
	災害廃棄物処理対策	
第 4 章	被災者等の生活再建等の支援	189
	第 1 節	罹災証明書の交付等
	第 2 節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施
	第 3 節	被災者への支援金等の支給、税の減免等
	第 4 節	住宅等対策
第 5 章	商工業・農林水産業の再建支援	193
	第 1 節	商工業の再建支援
	第 2 節	農林水産業の再建支援

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、市及び各防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、豊川市防災会議が本市の地域に係る防災計画として作成する「豊川市地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定める。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

◆別冊資料編：12-1-1「豊川市防災会議条例」

◆別冊資料編：12-1-2「豊川市防災会議運営要綱」

2 豊川市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、豊川市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- ア 人命の保護が最大限図られる
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、

都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

(1) 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- ア 台風による災害
- イ 高潮による災害
- ウ 集中豪雨等異常気象による災害
- エ 大規模な火災
- オ 危険物の爆発等による災害
- カ 可燃性ガスの拡散
- キ 有毒性ガスの拡散
- ク 航空機事故による災害
- ケ その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

第5節 市地域防災計画の作成又は修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特に愛知県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、本市の実情に応じた細部を計画する。

第6節 本市の概要

本市は、愛知県の南東部に位置し、北方に木曾山脈系の末端部三河高原が市面積の約4割に及ぶ山地を形成し、その山ろく前面に緩い傾斜の洪積台地が市の中央部を占め、南東部には豊川沿岸の沖積低地がある。さらに、市の南方には三河湾に面する海岸部があり、臨海埋立地は企業団地を構成している。市の面積は、161.14km²で、令和6年4月1日現在の住民基本台帳の日本人住民は177,784人で、外国人住民は、8,282人である。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「光・緑・人 輝くとよかわ」を未来像に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていく。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 豊川市

豊川市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 愛知県

愛知県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市県の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 豊川市

機関名	内容
豊川市	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害広報を行う。 (4) 避難の指示を行う。 (5) 被災者の救助を行う。 (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (7) 水防活動及び消防活動を行う。 (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (13) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
--	---

2 愛知県

機関名	内 容
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (3) 災害広報を行う。 (4) 避難の指示を代行することができる。 (5) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助を行う。 (7) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (13) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。 (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (16) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境

	<p>に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>(18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>(21) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p>(22) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。</p>
県警察	<p>(1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。</p> <p>(4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>(5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>(6) 人命救助を行う。</p> <p>(7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。</p> <p>(8) 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(9) 警察広報を行う。</p> <p>(10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>(11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。</p> <p>(12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。</p> <p>(13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。</p>

3 指定地方行政機関

機関名	内容
中部管区警察局	<p>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関することを行う。</p> <p>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関することを行う。</p> <p>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関することを行う。</p> <p>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関することを行う。</p> <p>(5) 情報の収集及び連絡に関することを行う。</p>
東海財務局	<p>(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。</p> <p>(2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。</p> <p>(3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。</p>

	<p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p> <p>(5) 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</p> <p>(6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</p>
<p>東海北陸厚生局</p>	<p>(1) 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>(2) 関係職員の派遣</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p>
<p>東海農政局</p>	<p>(1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</p> <p>(2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。</p> <p>(3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。</p> <p>(4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。</p> <p>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。</p> <p>(6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。</p> <p>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。</p> <p>(8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</p> <p>(9) 食料の需給、価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p>
<p>中部森林管理局</p>	<p>(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。</p> <p>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じる。</p> <p>(3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力する。</p>

	(4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
大阪航空局中部空港事務所	(1) 航空保安施設の管理運用を行う。 (2) 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。 (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。 (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。 (5) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

	<p>(6) 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。</p> <p>(7) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p>
第四管区海上保安本部	<p>(1) 情報の収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。</p> <p>(3) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。</p> <p>(4) 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。</p> <p>(5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。</p> <p>(6) 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。</p> <p>(7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(9) 海上における治安を維持する。</p>
名古屋地方気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>
東海総合通信局	<p>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するを行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の運営に関するを行う。</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。</p>
愛知労働局	<p>(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。</p> <p>(2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p>

	<p>(3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p> <p>(4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。</p> <p>(5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。</p> <p>(6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。</p> <p>(7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。</p> <p>(8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。</p>
<p>中部地方整備局</p>	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 降雨、河川水位などについて観測する。</p> <p>イ 豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台と共同して洪水予報〔（豊川及び豊川放水路）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を公表し、関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。</p> <p>エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>キ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連</p>

	<p>絡を保ち、協力を行う。</p> <p>ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</p> <p>エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。</p> <p>キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。</p>
中部地方環境事務所	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。</p>
近畿中部防衛局 東海防衛支局	<p>(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。</p> <p>(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。</p> <p>(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。</p>
国土地理院中部 地方測量部	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法（昭和24年法律第188号）第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。</p>

4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	<p>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p> <p>なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。</p> <p>(1) 被害状況の把握を行う。</p> <p>(2) 避難の援助を行う。</p> <p>(3) 遭難者等の捜索救助を行う。</p> <p>(4) 水防活動を行う。</p> <p>(5) 消防活動を行う。</p> <p>(6) 道路又は水路の啓開を行う。</p>

	<p>(7) 応急医療、救護及び防疫を行う。</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。</p> <p>(9) 給食及び給水を行う。</p> <p>(10) 入浴支援を行う。</p> <p>(11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。</p> <p>(12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。</p> <p>(13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。</p>
--	---

5 指定公共機関

機関名	内容
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人水資源機構	水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
独立行政法人地域医療機能推進機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人都市再生機構	<p>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</p>
日本銀行	<p>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 通貨及び金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各種措置に関する広報</p> <p>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整</p>
日本赤十字社	<p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</p> <p>(3) 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(4) 血液製剤の確保と供給を行う。</p>

	<p>(5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(6) 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。</p>
日本放送協会	<p>(1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(3) 放送施設の保守を行う。</p>
中日本高速道路株式会社	<p>高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	<p>(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。</p> <p>(3) 死傷者の救護及び処置を行う。</p> <p>(4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p>
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
中部電力株式会社（※）、株式会社 J E R A	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p> <p>(3) 災害に関する各種情報を収集し、市に連絡するとともに、災害復旧用オープンスペースを使用し、迅速かつ的確な復旧作業を実施する。</p>

	(※) 中部電力パワーグリッド株式会社を含む。(以降同じ。)
東邦瓦斯株式会社(※)	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)
日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株式会社	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6) 気象等警報を市町村へ連絡する。 (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
KDDI株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社NTTドコモ	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。 (6) 災害に関する各種情報を収集し、市に連絡するとともに、災害復

	旧用オープンスペースを使用し、迅速かつ的確な復旧作業を実施する。
ソフトバンク株式会社	(1) 災害時における重要通信の確保及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
(株)イトーヨーカ堂、イオン(株)、ユニ(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内容
サーラエナジー株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (3) 災害に関する各種情報を収集し、市に連絡するとともに、災害復旧用オープンスペースを使用し、迅速かつ的確な復旧作業を実施する。
一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
各鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
公益社団法人愛知県医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人愛知県歯科医師会	(1) 歯科保健医療活動に協力する。 (2) 身元確認活動に協力する。
一般社団法人愛	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

知県薬剤師会	(2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛知県建設業協会、 一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
一般社団法人豊川市医師会	会員による医療救護班を編成し、医療及び助産活動等を実施する。
一般社団法人豊川市歯科医師会	会員による歯科医療救護班を編成し、歯科治療を要する傷病者への診断及び応急処置等を行う。
一般社団法人豊川市薬剤師会	会員による薬剤師班を編成し、医薬品等の供給・服薬指導・保管・管理及び医薬品等に関する相談業務を行う。
豊川建設業協会	災害により公共施設等が被災した場合、他の業務に優先して応急対策業務に協力する。
豊川市上下水道工事協同組合	災害により水道施設及び給水装置が被災した場合、他の業務に優先して応急対策に協力する。
豊川造園建設協同組合	組合員による災害時における応急対策業務のため、労力及び資機材を提供する。
豊川石油業協同組合、愛知県石油商業組合東三河第2地区	市が行う救助作業等応急措置に対し、災害情報の提供、応急措置用資機材の提供、自動車用燃料油類等の優先供給、被災者・帰宅困難者への支援活動等の協力を行う。
豊川環境事業協同組合	災害時に発生する災害廃棄物の収集運搬等の実施について、市の要請により協力を行う。
豊川陸運協会	協会員による災害時における応急対策業務のため、飲料水、生活必需品等の輸送等を行う。
豊川電気災害安全協力会	災害時における公共施設の電気設備等の機能の確保、設備、資材等の調達及び輸送等を行う。
社会福祉施設等（協定締結事業所）	災害により要配慮者が避難を必要とする場合に、福祉避難所として施設又は設備を使用することについて協力する。
公益社団法人愛知県公共嘱託登	災害時における公共施設等の被災状況の調査、筆界点情報の収集若しくは復元、登記・境界関係相談所の開設を行う。

記土地家屋調査士協会	
一般財団法人中部電気保安協会	災害時における公共施設等の電気設備の保安及び電気使用の安全確保に関する協力をを行う。
公益社団法人隊友会愛知県隊友会豊川支部会	災害時における情報収集・報告、給水、食糧の供給、避難所の開設及び運営、生活必需物資等の整理及び輸送、がれきの撤去、清掃並びに防疫の補助を行う。
生活協同組合コープあいち	災害時における応急生活物資の供給、運搬、啓発活動等を行う。
公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	災害時における家屋の被害認定業務に協力する。
市内に本支店のある葬祭業者（計7社）	地震、風水害その他大規模な事故・事件等の発生により多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給、遺体の搬送等に協力する。
自衛消防隊を有する事業所（計9社）	大規模災害が発生し、豊川市のみでは十分な対応が困難な場合、自衛消防隊を有する事業所が自己の保有する資機材等を活用して事業所周辺地域の消火、救急及び救助の活動を行うことにより被害の軽減を図る。
CCNet 株式会社豊川局	災害の発生防止又は応急対策を実施する上で、市民に災害に関する情報を周知するため、テレビ放送を行う。
株式会社ゼンリン中部エリア統括部	災害発生時における地図製品等の供給等を行う。
一般社団法人愛知県産業資源循環協会	災害時に発生する災害廃棄物について、市の要請により処理を行う。また、円滑な処理ができるよう、協力体制、情報収集・伝達体制を整備する。
(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)サークルKサンクス、(株)ファミリーマート、サンクス東海(株)、ミニストップ(株)、山崎製パン(株)	救護体制の強化のため、店舗に設置されたAED（自動体外式除細動器）が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認する。また、異常と判断した場合やAEDが使用された場合は、市の指定するコールセンターへ連絡する。
5日で5000枚の約束。プロジェクト	災害時に、新しい畳を無償で調達し、避難所等まで搬送する。また、利用後の畳の処理を行う。

ト実行委員会	
東海旅客鉄道(株) (豊川駅)	災害時に、帰宅困難者が発生した場合に、市へ連絡をし、「帰宅困難者用防災倉庫」の開錠、救援物資の配給等を市と協力して行う。
名古屋鉄道(株)(国府駅)	災害時に、帰宅困難者が発生した場合に、市へ連絡をし、「帰宅困難者用防災倉庫」の開錠、救援物資の配給等を市と協力して行う。
ファーストメディア株式会社	スマートフォンアプリ「全国避難所ガイド」を通じ、避難所の検索・表示、安否登録・安否確認、防災情報(Lアラート)の配信などを行う。
豊川警友会	災害時等における被災状況その他の災害に関する情報を収集し、市へ報告する。また、災害の復興期における防犯パトロール等に関する助言、指導を行う。
Gテクノ株式会社	災害時における自立式移動型トイレの提供、運搬、設置及び維持管理等を行う。
株式会社アルマダス	災害時に、ドローンを活用し空撮による情報収集等を実施するとともに、必要に応じ技術的支援及び助言を行う。
セツカートン株式会社	災害時における段ボール製品(段ボールベッド等)の調達を行う。
公益財団法人豊川市国際交流協会	災害時に、言葉の壁がある外国人市民等の被害の軽減を目的としたボランティア活動を効果的に支援するため、市の要請に応じ災害時通訳ボランティアを派遣する。
豊川市内郵便局	災害支援、廃棄物の不法投棄等又は道路の損傷等の情報提供及び高齢者地域見守りネットワーク事業への協力を実施する。
DJI JAPAN 株式会社	災害時に、必要に応じドローン機器の貸し出し、技術的支援及び助言を行う。
株式会社エコープあいち	災害時における食料、飲料水及び生活必需品等の調達を行う。
トーアス株式会社	災害時等において、被災者等の生活の安定を図るため、食糧物資の供給等を実施する。
株式会社タカラ・エムシー	災害時に、市内にある店舗より迅速かつ円滑に物資を調達できる体制を確立する。
天狗缶詰株式会社三河工場	災害時等において、被災者等の生活の安定を図るため、食糧物資の供給等を実施する。
東愛知生コンクリート協同組合	災害時における生活用水(飲料水を除く。)の確保及び消火活動の支援を行う。
愛知県社会保険労務士会	災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務を実施する。
公益社団法人愛知県ペストコントロール協会	災害等の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動を行う。
中部薬品株式会社	災害時における避難者の生活支援に必要な物資を迅速かつ円滑に調達できる体制を確立する。
株式会社 Life	災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作

Polish	業等を行う。
ライブクリエイティブ株式会社	災害時における感染症対策のための物資の調達及び避難所の消毒作業等を行う。
株式会社日本アグネス	災害時における避難所の感染症対策のための物資の提供を行う。
イソメール株式会社、イソリール株式会社	災害時における被災者への一時避難場所の提供、食料・生活必需品の供給等を行う。
ひまわり農業協同組合	災害時における食料、飲料水及び生活必需品等の調達を行う。
トヨコンロジスティクス株式会社	災害時における応急対策業務のため、飲料水、生活必需品等の輸送等を行う。
佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入れ、配送等を行う。
豊川市社会福祉協議会	大規模な災害が発生した場合、災害ボランティアセンター等の開設、運営等を行う。
自主防災会連絡協議会	災害による被害の防止又は軽減を図るために、自主的な防災活動などを行う。
産業経済団体	農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、青年団協議会、スポーツ協会等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

2 市民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、積極的に防災訓練に参加し、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、こ

- れを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

- (1) 自主防災組織の推進
- ア 自主防災組織の設置・育成
市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。
- イ 自主防災組織等の環境整備
市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。
- (2) ネットワーク化への取組
市は、自主防災組織が社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、女性防火クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。
- (3) 連携体制の確保
日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。
- (4) 災害ボランティアセンター
市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

- (1) 平常時の活動
- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握
- (2) 災害発生時の活動
- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達

- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として災害に対する知識や防災活動の技術を備え、情報の収集や伝達・発信を行える地域の実践的リーダーの養成に努めるため「とよかわ防災リーダー養成講座」、「とよかわ女性防災リーダー養成講座」等を計画的に開催する。また、養成した防災リーダー等に対し、防災の知識、技術の向上を図るため、フォローアップ研修等を実施する。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

市は、防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、継続的に防災リーダーの資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は啓発用資機材などを整備し、防災リーダーを積極的に活用する。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

市、市民、自主防災組織等に対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において迅速で、きめ細かいボランティアの活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる防災ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受け入れ体制の整備とボランティアの相互協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市はコーディネーターと連携し、災害時にボランティアの受け入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進する。

(1) ボランティアの受入体制、協力及び連絡体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において、定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、コーディネーターと連携し、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」に災害ボランティアセンターを設置するとともに、必要に応じ現地災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) コーディネーターは、設置された災害ボランティアセンターに参集し、ボランティアの受け入れ等を行う。

(ウ) 災害ボランティアセンターは、広域的な情報提供や後方支援を行うために県が設置する広域ボランティア支援本部と連携し、ボランティアの受け入れ等を行う。

イ 市は、防災訓練等において、コーディネーターと連携し、NPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

ウ 市は、災害ボランティアセンターの開設・運営を円滑に実施するため、災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備し、運営訓練を実施するなかで必要に応じて見直しを行う。

(2) コーディネーターの養成

市は、コーディネーターの確保に努めるため、防災ボランティアコーディネーター養成講座を計画的に開催する。また、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネーターの知識、技術の向上を図るため、フォローアップ研修等を実施するとともに、県が実施するレベルアップ講座等への参加を促す。

(3) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

特に、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）においては、積極的な広報・啓発活動に努める。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章第4節5「要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置」参照。

◆別冊資料編：12-2-24「災害時における消防・防災応援活動に関する協定書」（オーエスジー(株)大池工場、オーエスジー(株)豊川工場、カゴメ(株)小坂井工場、(株)共栄社、(株)サンビシ本社工場、津田工業(株)豊川工場、(株)東海理化電機製

作所音羽工場、トピー工業(株)豊川製造所、(株)成田製作所御津工場、NJT
銅管(株)、旭テック(株)豊川事業所、新東工業(株)豊川製作所、新東工業(株)一宮
事業所、新東工業(株)大崎事業所、日本車両製造(株)豊川製作所)

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2章 水害予防対策

■ 基本方針

- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を実施する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

第1節 河川防災対策

1 市、中部地方整備局及び県における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修等

市内を流下する主要な河川は、国が管理する一級河川である豊川、豊川放水路及び間川と県が管理する一級河川善光寺川ほか2河川、二級河川音羽川ほか8河川及び市が管理する準用河川30河川、普通河川がある。各河川とも上流部における採掘、森林の荒廃、あるいは土地改良事業等流域一帯の開発が著しいことに起因し流出状況が大きく変動しており、このことが下流部の排水に悪影響を及ぼしている。これら河川の護岸及び築堤等の改修整備、堆積土砂のしゅんせつ等の維持管理を実施し、河積の拡大、河道の安定を図る。

(3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(4) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

(5) 河川監視設備の整備

河川の監視体制を充実させ、災害対策本部に迅速に現地の水位等を伝達できるよう水位監視装置などの河川監視用設備を整備し、その活用を図る。

(6) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(7) 水災害連携のサミット・連絡会・協議会

ア 豊川圏域大規模氾濫減災総合サミット

国や県が事務局となり運営する豊川水防災サミットや豊川圏域水防災協議会、洪水予報・水防警報に係る各種連絡会議について、流域圏の関連市町村や防災機関が一堂に会して総合的に議論や情報共有ができる会議を開催することで、積極的な取組の水平展開を図り、取組の効果的、効率的な推進を図る。

(ア) 豊川水防災サミット

豊川水防災サミットは、水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、発生頻度の高い洪水から想定最大規模の洪水まで、発生頻度・被害規模が異なる洪水を考慮し、洪水から流域住民の命を守り、社会経済被害の最小化を目指す取組を沿川自治体（豊橋市、豊川市、新城市）、愛知県、防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局（豊橋河川事務所）が目標を共有し、ハード対策を着実に進めるとともにソフト対策を充実させる取組を協力して計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

豊川水防災サミットにおいて策定した、『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく豊川の減災に係る取組方針（令和4年6月）」に基づき、関係機関が連携して豊川の減災対策に取り組む。

(イ) 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会

水防法及び気象業務法に基づき豊橋河川事務所と名古屋地方気象台が共同して行う豊川及び豊川放水路の洪水予報業務に資するため、豊川水系内関係市町村及び諸団体の間に気象、水位などの迅速、確実な連絡を図り、もって水害の予防及び軽減を図る。

(ウ) 豊川圏域水防災協議会

水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、豊川圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を図る。

イ 豊川流域治水協議会

国は、全国的な水害リスクの増大に備えるため、全国の各河川で流域治水プロジェクトの策定と公表を行う方針を定め、豊川流域においても「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有の場として、令和2年8月に豊川流域治水協議会が設立された。構成員は、豊橋市長、豊川市長、新城市長、設楽町長、愛知県建設局長、独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部長、国土交通省設楽ダム工事事務所長、同豊橋河川事務所長で、豊川流域の関係者が協働して流域治水に取り組む。

ウ 豊川圏域流域治水協議会

近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、東三河地域及び渥美半島地域の二級水系河川における流域の、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う場として、令和3年5月に愛知県により設立された。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

3 関連調整事項

- (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防箇所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。
- (2) ダムの操作等利水施設の設置及び運営は、水源より河口まで一貫した観点で、治水との総合調整を図るよう考慮する。
- (3) 県は、砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (4) 総合排水の見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (5) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

4 一級河川豊川の治水

(1) 霞堤の概要

霞堤とは、堤防のある区間に開口部を設けた不連続な堤防のことである。洪水時には開口部から水が逆流して堤内地に湛水し、下流に流れる洪水の流量を減少させる効果がある。洪水が終わると、堤内地に湛水した水を排水する。一級河川豊川には、古くからこの霞堤が中下流部に設けられ、洪水が霞地区内に遊水することで、下流部の浸水被害が軽減されてきた。

この霞堤は、現在、本市域外を含め左岸側の金沢、賀茂、下条、牛川4地区に残存するが、霞堤の性質を考慮した防災対策に努める。

(2) 豊川放水路の概要

霞地区では洪水の度に浸水し、この被害が甚大であった。このため、昭和13年に国による直轄改修が始まり、抜本的な治水対策として豊川放水路が昭和40年7月に完成した。このハード対策の結果、洪水の被害はかなり軽減されたが、なお発展する流域内の人々と財産を洪水の危険から守るためには、まだ十分とは言えない。このことから、市は、地域住民へのハザードマップによる防災情報の周知などソフト対策の充実を図る。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3節 海岸防災対策

市における措置

(1) 高潮、波浪対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設

の補強改修等を実施する。

(2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

(3) 走錨等に起因する事故対策

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。

第4節 浸水想定区域における対策

1 浸水想定区域のある市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(イ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の

確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	豊川、豊川放水路
----------	----------

○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	音羽川、佐奈川
---------	---------

3 雨水出水浸水想定区域の指定（市、県における措置）

(1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

4 高潮浸水想定区域の指定（県における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市の長に通知する。

(2) 市等への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告

第5節 地下空間の浸水対策

1 市及び地下空間の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

2 市及び県における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市及び県は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。

第6節 農地防災対策

1 市、東海農政局、県及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行う。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

◆別冊資料編：3－2「重要工作物」

◆別冊資料編：1－9「ため池・ため池注意箇所」

2 関連調整事項

- (1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。
また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図る。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第7節 水防計画

洪水による水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川及びため池に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難立ち退き等に関しては、水防法第33条に基づき別に豊川市水防計画を定める。

第3章 土砂災害等予防対策

■ 基本方針

- この計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していく。
- 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

第1節 土地利用の適正誘導

市及び県における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

1 市における措置

- (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備
 - ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。
 - イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。
 - (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

2 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行う。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 山地災害危険区域の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

(ア) 特定の開発行為の制限

(イ) 建築物の構造規制による安全確保

(ウ) 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- (ア) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- (イ) 標識等による住民への周知
- (ウ) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- (エ) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (オ) 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- (ア) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- (イ) 標識等による住民への周知
- (ウ) 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

◆別冊資料編：1-1「危険地区等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」

◆別冊資料編：1-2「急傾斜地崩壊危険区域」

◆別冊資料編：1-3「地すべり防止区域」

◆別冊資料編：1-4「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

◆別冊資料編：1-6「山地災害危険区域（民有林）」

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

第3節 土砂災害対策

1 市における措置

(1) 砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の侵食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工するよう県に要望する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進するよう県に要望する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施するよう県に要望する。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール以上、市街化

地域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施するよう県に要望する。

2 関連調整事項

- (1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するように考慮するよう県に要望する。
- (2) 砂防、治山、河川改修等の各種事業で実施されている各々の防災事業については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るように考慮するよう県に要望する。

◆別冊資料編：1－5「砂防指定地」

◆別冊資料編：1－9「土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設」

第4節 治山対策

1 市における措置

総合的土砂災害対策を推進するため、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区を地域住民に周知徹底する。

2 中部森林管理局及び県における措置

山地災害の防止のため、天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃溪流において、山腹工・溪間工等の治山施設による復旧整備及び荒廃拡大の予防措置により山地災害の未然防止を図る。

また、森林の有する水源涵（かん）養機能や土砂流出等の防災機能を高度に発揮させるため、過密化や被災等により機能の低下した保安林の整備を実施する。

3 関連調整事項

- (1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。
- (2) 治山事業と砂防事業の連絡調整を図り、事業が円滑、かつ効率的に実施されるよう考慮する。
- (3) 保安林の機能を高度に発揮させるため、本数調整伐を進めるとともに、伐採木の安全な処分を含め、森林整備等についても考慮する。
- (4) 小規模な荒廃地、荒廃危険地等の事業実施についても考慮する。

◆別冊資料編：1－6「山地災害危険区域（民有林）」

◆別冊資料編：13－1「地形・地質」

第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 市における措置

- (1) 保全事業の促進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の保全事業を積極的に推進するよう県に要望する。
- (2) 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、その旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

◆別冊資料編：1－9「土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設」

- (3) 施設管理者等に対する防災知識の普及
施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の向上を図る。
- (4) 連絡体制の確立
施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。
- (5) 施設管理者等に対する支援
市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。
- (6) 市長の指示等
市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (7) 市長の助言・勧告
市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

- (1) 計画の作成
急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告
- (2) 訓練の実施
急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第6節 宅地造成の規制誘導

市及び県における措置

- (1) 宅地造成工事規制区域
県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。
- (2) 造成宅地防災区域
市は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨等に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を県が

造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第7節 被災宅地危険度判定の体制整備

市及び県における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努める。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

■ 基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

第1節 海上災害対策

市（消防機関）における措置

- (1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄
オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤等の整備・備蓄に努める。
なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。
- (2) 防災体制の強化
大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 鉄道災害対策

市（消防機関）における措置

- (1) 救急救助用資機材の整備
大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (3) 防災体制の強化
大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第3節 道路災害対策

市（道路管理者・消防機関）における措置

- (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検
道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- (2) 道路の防災対策
道路の防災対策について、第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。
- (3) 実践的な訓練の実施
大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。
- (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理
大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (5) 救急救助用資機材の整備
大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

市における措置

- (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外

タンク等の実態把握調査の実施を図る。

- (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化
危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。
- (3) 化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。
- (4) 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。
 - ◆別冊資料編：5－4「危険物取扱施設数」
 - ◆別冊資料編：5－5「毒物・劇物製造所」

第5節 高圧ガス保安対策

市における措置

災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

- ◆別冊資料編：5－6「高圧ガス主要事業所一覧」

第6節 火薬類保安対策

市における措置

事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。また、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

- ◆別冊資料編：5－7「煙火製造所」

第7節 林野火災対策

市における措置

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。
- (2) 林野パトロール等
林野火災の未然防止を図るため、関係者との連携に努める。
特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。
- (3) 森林経営計画等による予防施設の整備
森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。
- (4) 林道網の整備
林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。
- (5) 防火用水の整備
各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。
- (6) 予防機材等の整備
林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。
- (7) 林野所有（管理）者への指導
林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

第5章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限に留めるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずる。

2 道路

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路については、見通しの確保をはじめ、歩行者の安全性の向上等避難の円滑化に必要な整備を実施する。

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

また、浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

また、列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

◆別冊資料編：6－9「鉄道施設の現況」

4 港湾・漁港

市及び県は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流出防止柵や埠頭用地等の嵩上げを実施する。

(2) 漁港改修

外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

◆別冊資料編：6－3「道路・橋梁状況一覧」

第2節 ライフライン関係施設対策**1 施設管理者、市及び県における措置**

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

◆別冊資料編：10－2「主要設備の種別、名称及び所在地（電力）」

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

- (ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。
- (イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
- (ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。
- イ ガス供給設備
風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。
- (2) ガス事故対策
- ア ガス製造設備
消防関係法令、ガス事業法（昭和29年法律第51号）等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。
- イ ガス供給設備
- (ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
- (イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。
- (3) 防災業務設備の整備
- ア 検知・警報設備等
災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。
- イ 設備の緊急停止装置等
緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。
- ウ 防消火設備
液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。
- エ 漏洩拡大防止設備
液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。
- オ 緊急放散設備
製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。
- カ 連絡・通信設備
災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。
- キ 自家発電設備等
常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備
- ア 災害対策用資機材等の確保
製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。
- イ 車両の確保
非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、

掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

◆別冊資料編：5－6「高圧ガス主要事業所一覧」

4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- (5) 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

◆別冊資料編：10－3「上水道施設一覧」

◆別冊資料編：10－1「愛知県応急給水支援設備一覧」

5 下水道

下水道管理者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対して安全な構造とする。
- (2) 可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平常時から努めるとともに、定期的な保管状況を点検し、整備する。
- (3) 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) 発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう協定を締結した民間事業者等と連携し、必要な措置を講じる。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。
- (2) 主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
- (3) 災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。
- (4) 定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
- (5) 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

◆別冊資料編：4－3「市内電話収容所現況図」

◆別冊資料編：4－1「無線通信施設等一覧表」

7 一般廃棄物処理施設等

一般廃棄物処理施設は災害時に復旧活動展開の基礎となるため、風水害によって稼働不能とならないよう、施設の浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。

(1) 浸水対策

建物や煙突の強度、雨水排水対策等には特に配慮しておく。機器配置について浸水が懸念されるような地区にあっては、重要機器や受配電設備等は地階への配置をさけるとともに、想定浸水レベル等を配慮する。

(2) 施設の自立起動、運転

施設を自立起動し、運転を継続するために電源、燃料、水、薬品等を必要量確保するとともに、ごみの収集・運搬体制を確保する。

第3節 文化財保護対策

1 市における措置

- (1) 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 災害が発生した場合に備え、管理者等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 自動火災報知設備、防火壁、防火水槽、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

- (1) 国、県及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名 ・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図 ・周辺地図・広域地図・写真

- (2) 文化財レスキュー台帳を県とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るため文化財防火デーに合わせ管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 防火査察を実施し、自動火災報知設備、消火栓、ドレンチャー、放水銃、防火水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 高潮被害が想定される地区に所在する指定文化財について、所有者に高潮被害想定区域外にある施設等への保管場所の変更を促す。

◆別冊資料編：13－7「文化財施設の現況」

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第4節 防災建造物整備対策

1 市における措置

- (1) 公共建築物の不燃化
公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。
- (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。
- (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

2 市（教育委員会）及び私立学校管理者における措置

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (3) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

◆別冊資料編：13－8「文教施設の現況」

第6章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を促進する。
- また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画

市における措置

(1) 土地区画整理

道水路、公園、その他の公共施設を拡充整備し、土地各筆の区画形質を改善して、適切な市街地の造成を図る土地区画整理事業は、一団地の地区開発を行う場合に最も優れた総合的都市計画を実現する手段として有効適切である。人家が密集し、防災機能を阻害している地区の再開発をはじめ、土地区画整理事業による計画的な市街地整備により、安全で良好な住宅地の形成を図り、災害に強い街づくりを推進する。

(2) 都市計画道路

都市における主要道路として円滑適切な交通の処理を図るため設置される都市計画道路網は、災害時において機動性ある輸送力を発揮するとともに、大規模火災時の延焼防止等、果たす役割は大きく計画的な整備を図る。

(3) 公園

市民の憩い・休養の場であり、運動、レクリエーション等の場でもある公園は、災害時には、避難地及び救援物資集配所と変わり、また、復旧作業の拠点となって大きな役割を果たす。そして、大規模火災が発生した場合には、延焼防止、延焼遅延上からも相当な効果がある。

こうした、都市防災の上から重要な機能を持つ都市公園の整備を今後も推進する。とりわけ徒歩距離圏内に設けられている住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）に重点を置き、その配置を適正に行う。

(4) 下水道

快適な都市生活を営むための生活環境を改善する下水道事業は、浸水被害を解消するとともに、災害時における二次的な公衆衛生を確保する面からも重要な役割を果たす基幹施設であり、下水道事業計画に基づき計画的な整備を図る。

第2節 防災街区等整備対策

市における措置

(1) 防火規制

本市では、建築の密集する市街地の区域及び今後密集市街地化が見込まれる区域について、都市計画法第8条の規定による準防火地域の指定をし、かつ、昭和61年に防火地域の指定及び準防火地域の変更（拡大）を行っており、当該地域では、建物について防火の推進を図っている。また市の全域が、建築基準法第22条の規定により建物の屋根を不燃としなければならない地域に指定されており、防火措置を図っている。

(2) その他の防災規制

本市においては、前述した防火規制を受けているが、災害危険区域や宅地造成工事規制区域の指定は受けていない。ちなみに、上記規制の要旨を参考までに述べれば、次のとおりである。

(参考)

ア 災害危険区域の指定

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域に対しては、建物の地盤のかさ上げや構造の強化を図り、災害を防除するため建築基準法第39条の規定により愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号）で災害危険区域の指定をすることができる。

イ 宅地造成工事規制区域の指定

丘陵地等の傾斜地帯で行う宅地造成において法面の崩壊等危険の発生するおそれがある地区に対しては、一定の技術水準に基づく完全な工法をもって造成工事をするよう、宅地造成工事の規制区域を指定することができる。

(3) 密集市街地における都市基盤整備の促進

市街地の地震災害に対する脆弱性を客観的かつ定量的に評価した「市街地の防災性能評価」を踏まえ、災害時に大きな被害が想定される密集市街地を対象に、防災対策に資する計画的な都市基盤整備を展開するとともに、地域住民が実施する防災対策に資する事業を助成することにより、市街地の防災空間の拡大を図る。

◆別冊資料編：1－2「急傾斜地崩壊危険区域」

◆別冊資料編：13－11「市街地の防災性能評価（平成26年度東三河地域防災協議会研究成果）」

(4) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第3節 建築物の不燃化の促進

市における措置

(1) 建築物の防火規制

火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域を防火地域・準防火地域に指定し、建築物の不燃化を促進し安全な市街地の形成を図る。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、火災ができるだけ拡大しないような措置をとる。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていく。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

(3) 市営住宅の不燃化の促進

本市の市営住宅は、全て耐火構造又は準耐火構造であり、不燃化率100%である。

第4節 防災空間の整備拡大

市における措置

都市における大規模火災に対する安全確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

「緑の基本計画」に基づき、都市公園の整備を進めていく。

(2) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を進めていく。

第7章 中山間地等における孤立対策

■ 基本方針

- 脆弱な地質構造の山間部においては、降雨により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。
- 孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

第1節 孤立危険地域の把握

市における措置

中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておく。

第2節 孤立への備え

市における措置

- (1) 孤立集落と外部との通信の確保
 - ア 通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
 - イ 集落と市間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努める。
 - ウ 対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保する。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保する。
- (2) 物資供給、救助活動体制の整備
 - ア 集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、供給体制について検討する。
 - イ ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに市地域防災計画において明示するよう努める。
 - ウ 孤立するおそれのある集落へのヘリポートやバイク等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努める。
- (3) 孤立に強い集落づくり
 - ア 孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図る。
 - イ 集落の人口に応じて避難施設を確保・整備する。また、必要に応じて、土砂災害対策等を実施する。
- (4) 孤立危険地域等の広報・啓発

住民に対して、孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努める。

第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化するとともに、長期の停電にも対応できるよう非常用電源設備の整備を行う。

◆別冊資料編：7－8「防疫用資機材一覧」

◆別冊資料編：7－7「農作物防除用資機材一覧」

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておく。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

- ア 市は、防災教育の場も兼ね備えた豊川市防災センター等の教育施設や防災教材の充実を図り、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- イ 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

- ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。
- イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(8) 防災関係機関相互の連携

- ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連絡体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。
- ウ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- エ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

◆別冊資料編：7－6「水防主要資機材」

(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所等の庁舎の屋上に番号を標示し、防災ヘリコプター等による災害応急活動の効率化を図る。

◆別冊資料編：6－7「防災拠点施設屋上番号標示」

(11) 食糧及び資機材の備蓄

市は、災害が発生した場合に必要とされる食糧その他の救助用物資について、あらかじめ備蓄し、不足する物資については関係事業者との協定により調達体制を整備する。

また、備蓄にあたっては、物資の性質に応じ集中備蓄又は避難所への分散備蓄を行うなど適正な配備に努める。

なお、食糧については、アレルギー対応の備蓄に努めるとともに、市ホームページに成分表を載せるなどして周知する。

◆別冊資料編：7－5「災害用備蓄品一覧表」

(12) 防疫用資機材の整備

災害発生時には、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なり、感染症などの疾病が発生し、又は多発するおそれが生じる。これを防御するため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に従い、迅速に防疫活動を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

◆別冊資料編：7－8「防疫用資機材一覧」

(13) 重要公共施設の復旧体制

災害対策本部が設置される豊川市防災センター等の重要公共施設の損壊に対し、いち早く復旧できるよう、建設業者、電気設備事業者等と協定を締結するなどの応急復旧体制をとる。

◆別冊資料編：12－2－2「災害時における公共施設等応急対策に関する協定書」（豊川建設業協会）

◆別冊資料編：12－2－14「災害時における公共施設の応急復旧に関する協定書」（株式会社熊谷組）

◆別冊資料編：12－2－16「災害時における電気設備等の応急対策の協力に関する協定書」（豊川電気災害安全協力会）

◆別冊資料編：12－2－19「災害時における電気の保安に関する協定書」（財団法人中部電気保安協会）

◆別冊資料編：12－2－18「災害時の応急対策の協力に関する協定書」（公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

2 消防機関（市）における措置

(1) 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

◆別冊資料編：5－2「消防機械一覧表」

◆別冊資料編：5－1「消防団の現勢」

(2) 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

◆別冊資料編：7－4「救出用資機材一覧」

3 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 通信施設・設備の現状

本市の通信施設・設備は、消防無線[昭和38年11月設置]、防災情報伝達システム[令和3年12月全市域整備完了]、デジタル移動系防災行政無線[平成15年度設置、平成23年1月全市域整備完了]並びに愛知県高度情報通信ネットワークシステム[平成14年度設置]があり、災害時にはこれらを最高度に利用する。

なお、防災情報伝達システムには、Jアラート（全国瞬時警報システム設備）が接続されており、緊急時には自動起動され放送がなされる。

エ 防災情報システムの活用

市は、関係機関や職員との連絡調整や市民の避難状況及び被害状況を迅速かつ的確に情報収集並びに情報提供するため、インターネットの活用や、携帯電話等を利用する「豊川市防災アプリ」、「とよかわ安心メール」、「緊急速報メール」及び「市ホームページ」などの活用を図る。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

4 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

◆別冊資料編：8－1「指定緊急避難場所・指定避難所等」

◆別冊資料編：12－2－2「災害時における公共施設等応急対策に関する協定書」（豊川建設業協会）

5 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努める。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

◆別冊資料編：12-2-1「災害救助に必要な食糧及び生活必需品等の調達に関する協定」（カーマホームセンター豊川店ほか）

◆別冊資料編：11-3「協定締結店一覧」

◆別冊資料編：7-1「必要物資の備蓄（愛知県）」

◆別冊資料編：7-5「災害用備蓄品一覧表」

◆別冊資料編：12-2-2-1「災害時における支援協力に関する協定書」（生活協同組合コープあいち）

◆別冊資料編：12-2-4-5「災害時における物資の調達に関する協定」（株式会社エコープあいち）

◆別冊資料編：12-2-4-8「災害時における食糧物資の供給に関する協定書」（トース株式会社）

◆別冊資料編：12-2-4-9「災害時における物資の調達に関する協定」（株式会社タカラ・エムシー）

◆別冊資料編：12-2-5-0「災害時における食糧物資の供給に関する協定」（天狗缶詰株式会社三河工場）

◆別冊資料編：12-2-5-7「災害時における物資調達に関する協定書」（中部薬品株式会社）

◆別冊資料編：12-2-6-2「大規模災害時における被災者への防災活動協力に関する協定書」（イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社）

◆別冊資料編：12-2-6-3「災害時における物資の調達に関する協定書」（ひまわり農業協同組合）

6 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。
- (2) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

7 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市災害廃棄物処理計画の実施
市は、豊川市災害廃棄物処理計画に基づき、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を適正かつ迅速に処理するため、平常時には、収集運搬車両及び資機材の確保のほか、教育訓練を実施する。
- (2) 広域連携、民間連携の促進
市、中部地方環境事務所及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
また、市は、十分な面積の仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。
なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局は、専門的知見や処理技術等を有する民間事業者や災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。
◆別冊資料編：9-4「ごみ及びし尿の処理場所」
◆別冊資料編：9-5「災害廃棄物一時仮置場の候補地」
◆別冊資料編：12-1-15「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」
◆別冊資料編：12-2-29「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」（一般社団法人愛知県産業資源循環協会）
◆別冊資料編：12-2-66「災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書」（豊川環境事業協同組合）

8 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第9章 消防に関する計画

■ 基本指針

- 消防は、消防組織法（昭和22年法律第226号）により、消防に関する責任を有するとされることから、日ごろからその体制の強化に努める。なお、詳細は豊川市消防計画による。
- 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき消防に関する事務を確実に遂行し、市域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員の確保に努める。また、消防施設等については、消防施設整備計画を策定し計画的整備に努める。
- 防災体制の強化については、市民、事業所、各種団体等が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要であることから、自主防災組織等に対する訓練を促進する。また、防火防災意識の高揚を図るため、「防災週間」などの機会を捉えて積極的に啓発活動を行う。
- 大規模な災害発生時には、広域的な防災活動が必要不可欠であることから、関係機関とあらかじめ協議し協定を締結することなどにより、応援要請の手続、情報連絡体制、指揮体制等について具体的に定めておく。

第1節 消防の責任及び市の消防計画

市（消防機関）における措置

(1) 消防の責任

消防は、消防組織法により、その施設及び人員を活用して火災、水災、地震等による被害を予防、警戒及び鎮圧するための消防活動に従事するほか、災害対策基本法に基づき消防活動の全般に従事する責任を有するとされることから、日ごろからその体制の強化に努める。

(2) 市消防計画

消防に関する計画の詳細は、市消防計画による。この計画は、市（消防機関）が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とし策定するものであり、消防の根底をなすものである。毎年検討を加え必要があると認めるときは速やかにこれを修正する。

第2節 組織及び人員の強化

市（消防機関）における措置

(1) 常備消防力の強化

ア 消防職員の計画的確保

地域における安心・安全を確保する上で、消防の果たす役割は一段と大きなものとなっている。「消防力の整備指針」に基づき消防職員の計画的確保に努める。

イ 勤務環境の整備

惨事ストレス対策や消防職員の勤務環境の整備など、職員が安全かつ能率的に業務を遂行できる体制・環境づくりを進めるとともに、消防職員委員会制度の円滑な運用を図る。

ウ 救急救命士の養成

救急救命士は、制度導入以降着実にその養成を行っているが、今後も引き続き積極的な養成に努める。また、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、薬剤投与のための追加講習の受講を計画的に行う。

(2) 消防団の強化

ア 消防団員の確保

消防団員の確保を図るため、消防団員の活動環境の整備や、市民の消防団活動への理解を深める施策を推進する。また、積極的に女性消防団員の確保に取り組む。

イ 支援団員の活用

能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する支援団員を活用し、災害時の即応体制を強化する。

(3) 自主防災組織等の強化

ア 自主防災組織の訓練促進

防災体制の強化については、市民、事業所等が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要であることから、自主防災組織の訓練を促進する。

イ 女性防火クラブの育成

女性防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚を図る等、安全安心な地域社会を作るための活動を行っているが、さらにその活動を促進するためクラブ員の育成に努める。

ウ 自警団の育成

町内会による任意の組織である自警団についても、訓練等を行いその育成に努める。

(4) 消防職団員に対する教育訓練の充実

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であることから、消防職団員に対する教育訓練の充実に努める。

第3節 消防施設等の整備

市（消防機関）における措置

(1) 活動拠点の整備

活動拠点となる消防本部、消防署、消防団詰所等の庁舎等は、立地条件や構造が耐水性及び耐震性に優れたものとなるよう十分に配慮する。

(2) 消防車両等の整備

ア 「消防力の整備指針」に基づく消防施設整備計画により、消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救急自動車、救助工作車等の整備を計画的に行う。

イ 救助資機材の整備を促進する。また、多様な救助活動に対応し、救助体制のさらなる充実強化のため、高度な救助資機材の導入にも留意する。

ウ 救急業務における搬送途上の救命率向上のため、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等の整備に努める。

◆別冊資料編：5－2「消防機械一覧表」

(3) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防車両等とともに不可欠なものであり、消防施設整備計画により、その計画的整備に努める。また、耐震性貯水槽と消火栓との適切な組合せによる水利の多元化を促進する。

◆別冊資料編：5－3「消防水利の設置状況」

(4) 通信施設

社会環境の変化、多様化する災害事情に対応するため、消防緊急情報システムの導入により通信施設の強化を図っているところであるが、消防活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、消防救急デジタル無線設備の活用を図り、また、大規模災害に備え、広域的な通信基盤としても活用する。

第4節 防火防災意識の高揚

市（消防機関）における措置

災害に強い安全な地域社会をつくるためには、市民の防火防災意識の高揚に負うところが極めて大きい。このような観点から、下記のとおり年間を通じて啓発活動を行い、あらゆる機会をとらえて、市民の防火防災意識の高揚を図る。

3月1日～3月7日	春の全国火災予防運動
6月第2週	危険物安全週間
7月1日	国民安全の日
8月30日～9月5日	防災週間
11月9日	119番の日
11月9日～11月15日	秋の全国火災予防運動
1月15日～1月21日	防災とボランティア週間
1月20日	あいち消防団の日
1月26日	文化財防火デー

第5節 広域防災応援体制の整備

市（消防機関）における措置

(1) 広域防災応援協定の締結

災害発生時において、広域防災応援を迅速かつ的確に実施するために関係機関とあらかじめ協議し協定を締結することなどにより、応援要請の手続、情報連絡体制、指揮体制等について具体的に定めておく。

(2) 広域応援に対応した物資・資機材等の備蓄

広域防災拠点の整備や広域応援に対応した物資・資機材等の備蓄を促進するとともに、受入れ体制の整備や広域応援を含む防災訓練の実施等により、実効ある広域応援体制の整備を図っていく。

◆別冊資料編：12-1-9「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」

◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」

◆別冊資料編：12-1-11「東三河地区消防相互応援協定」

◆別冊資料編：12-1-14「東名高速道路における消防相互応援協定」

◆別冊資料編：12-1-20「浜松市・豊川市航空隊消防応援協定」

(3) 緊急消防援助隊への協力

大規模災害が発生した場合、全国の消防機関が連携して系統的な応援体制を確立するため協力する。

(4) 緊急消防援助隊受援体制の確立

大災害時に全国からの緊急消防援助隊を円滑に受け入れができる体制を整えるため、緊急消防援助隊受援計画に基づき、計画を具体化する取組を実施する。

第10章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象情報や避難情報の伝言手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災情報伝達システム、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県における措置

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて広域避難場所を選定する。

- (1) 拠点避難地
一時的な避難地のほか、特定の防災活動等の拠点として活用するものをいう。
- (2) 広域避難場所
人口の密集した地域において、一時的に多数の市民が避難できる広さを持つ避難地のうち、特に指定したものをいう。
◆別冊資料編：8-1「指定緊急避難場所・指定避難所等」

2 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

- (1) マニュアルの作成
市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
 - ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。
 - イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
 - (ア) 気象予警報及び気象情報
 - (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - (ウ) 海岸の水位情報
 - (エ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
 - ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。
 - エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。
 - (ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - (イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - (ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
 - オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること。
 - カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
 - キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

(ア) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波、越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求める。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の

設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載する。

ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 防災情報伝達システム、豊川市防災アプリ、とよかわ安心メール、緊急速報メール、市ホームページ及び市公式SNSによる伝達

(イ) 広報車による周知

(ウ) 避難誘導員による現地広報

(エ) 住民組織を通ずる広報

(2) 市における留意事項

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や、土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

市地域防災計画で具体的に定める内容については、第2章第4節、第3章第2節に定めるところによる。

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応

じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第11章第2節(3)「避難行動要支援者対策」参照。

第5節 避難に関する意識啓発

市、県及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙、市ホームページなどを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図る。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 緊急避難場所、避難所への経路

エ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとる。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。)

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

(エ) 市長から[警戒レベル5]緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や国土交通省観光庁が作成した「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用する。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

(2) 指定避難所の指定

ア 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることにかんがみ、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や生涯学習センター等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構成条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定する。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。
また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一 家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する）。

- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努める。
- カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しない。
また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。
- (3) 福祉避難所の整備
- ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ウ 市は、避難所に関してのマニュアルを整備するとともに、主たる避難所である小中学校、高等学校、地区市民館、生涯学習センターについては、近隣に在住する職員を避難所対策員として指名し、避難所運営に携わる。また、定期的に、避難所運営に関する訓練を実施する。

エ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

カ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第2節 要配慮者支援対策

市、県、防災関係機関並びに社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、

入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者対策

災害対策基本法第49条の10に規定する「避難行動要支援者」への支援については、次のとおり定めるとともに、豊川市避難行動要支援者支援制度実施要綱（以下、「要綱」という。）により実施する。

なお、市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、要綱を拡充し避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有して

いる要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

また、市は豊川保健所に対して、豊川市の住民からの医療費受給申請の際に豊川保健所が知り得た指定難病、小児慢性特定疾患等の人工呼吸器等を使用する者の情報の提供を求め、これを名簿作成に使用する。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応する。

(ウ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- a 身体障害者のうち肢体不自由の障害の程度が1級から3級までのもの及び視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が2級のもの
- b 知的障害者のうち障害の程度がA判定のもの
- c 精神障害者のうち障害の程度が1級のもの
- d ひとり暮らし高齢者
- e 在宅の要介護高齢者であって要介護3から5までのもの
- f 前各号に掲げる者に準ずる状態にあると市長が認めたもの

(エ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、市の保有する住民基本台帳等の異動、避難行動要支援者等からの登録事項の変更を反映させ、避難支援に必要な情報を適宜更新し、定期的に自主防災会、民生委員・児童委員に配付するとともに関係者間で共有する。

(オ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を事前に当該要綱で定めるとともに市地域防災計画であらかじめ定めておく。ただし、当該市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定める。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、市は、当該要綱の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(カ) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、避難情報の伝達にあたり、多様な手段の活用により情報伝達するとともに、避

避難行動要支援者及び避難支援等関係者が避難情報を確実に得ることができるよう努める。

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、要綱に基づき、災害時における避難誘導、救出救助、安否確認等を実施するが、自らの安全確保に配慮するとともに、市は、随時その啓発を実施する。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定める。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

また、市は、当該市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努める。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

エ 避難行動要支援者等の状況把握

市は、あらかじめ自主防災会、民生委員等と連携して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努める。また、平常時から避難行動要支援者の所在情報の把握、管理及び安否確認、避難誘導體制の整備等を実施する。

オ 避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者の対応能力を考慮した地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

カ 応援協力体制の整備

市は、被災時の避難行動要支援者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、地域住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

キ 避難支援体制の整備

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときは、消防機関、警察等の避難支援関係者に対し、名簿情報を提供し、避難支援体制の確立に努める。

ク 防災教育・防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるため、個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ケ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報をとよかわ安心メール等で配信できる体制整備及び通話による多言語通訳サービスを推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地についてこの計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、この計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

高齢化、核家族化、国際化等に伴い、災害発生時における対応能力の弱い高齢者、傷病者、障害者などの要配慮者が増加することに対応し、市は社会福祉施設の管理者とともに、災害時要配慮者の安全確保対策について、一層の充実を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

◆別冊資料編：1-9「土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設」

◆別冊資料編：3-3「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(6) 福祉避難所の整備

ア 福祉避難所設置方針により、3段階の福祉避難所の整備に努める。第1段階として一般の避難所に福祉スペースを確保、第2段階として公的福祉避難所の整備、第3段階として民間社会福祉施設等を整備する。

イ 福祉避難所に必要な資機材の整備に努める。

ウ 要配慮者の状態に応じて適切に対応することが必要なことから、第3段階として整備する民間社会福祉施設と市との間で施設の使用に関する協定を締結する。

エ 福祉避難所として運営するにあたり、運営マニュアルを整備する。

◆別冊資料編：8-2「福祉避難所」

◆別冊資料編：7-9「福祉避難所用資機材一覧」

◆別冊資料編：12-2-17、12-2-39「災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

(7) 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段

の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報する。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行う。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

◆別冊資料編：7-10「帰宅困難者用備蓄品一覧」

◆別冊資料編：12-2-33「災害時における帰宅困難者への救援物資の提供に関する覚書」（東海旅客鉄道株（豊川駅））

◆別冊資料編：12-2-34「防災倉庫の設置及び災害時における帰宅困難者への対応に関する覚書」（名古屋鉄道株（国府駅））

◆別冊資料編：12-2-52「災害時における退避施設利用に関する協定書」（サーラE & L東三河株式会社）

第12章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○ 市、県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努める。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用する。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(4) 訓練、検証等

市及び県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

◆別冊資料編：8-1「指定緊急避難場所・指定避難所等」

- ◆別冊資料編：12-1-16「三遠南信災害時相互応援協定」
- ◆別冊資料編：12-1-19「災害時における相互応援に関する協定書」(新潟県長岡市)
- ◆別冊資料編：12-1-25「災害時相互応援に関する協定」(茨城県日立市・栃木県小山市・埼玉県新座市・東京都東村山市・愛知県安城市・愛知県西尾市)
- ◆別冊資料編：12-1-29「災害時における相互応援に関する協定書」(静岡県掛川市)
- ◆別冊資料編：13-6「防災活動拠点一覧」

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

市及び県における措置

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。

(2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」

(4) 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておく。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

第4節 防災活動拠点の確保等**市及び県における措置**

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第13章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- 市、国及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 学校、地域、家庭に向けた防災教育の場も兼ね備えた防災センター等や防災教材の充実を図り、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県における措置

市は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするるとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施する。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施する。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、大規模集客施設等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施する。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努める。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

市・県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

市・県及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、非常招集訓練を必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期 訓練参加者に配慮するなど高い訓練効果の得られる時期を検討のうえ実施する。

イ 実施場所 訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(5) 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(6) 図上訓練等

市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

2 市（教育委員会）及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市、県、名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関する教材などを貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ〜キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行う。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品について、可能な限り1

週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(4) 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育等を積極的に行い、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(5) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(6) 企業防災の促進

企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第3節 防災のための教育

1 市（教育委員会）及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に留めるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努める。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校のルールを作り、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (ア) 通学路については、警察署、道路管理者、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。
- (カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第14章 防災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 災害は、様々な要因が絡み合う複雑な現象で、かつ地域的特性に左右されやすい。したがって、防災に関する研究は、絶えず実施する必要がある。また、市は、その研究成果を基に本市の特性に応じた防災対策を講じる。

防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するとともに、作成した防災マップ、ハザードマップなど防災啓発資料を市民に配布する。

(2) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査を推進する。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

3 東三河地域防災協議会との連携

東三河地域の8自治体で構成する東三河地域防災協議会は、災害に対する安全性確保に資する地域密着型防災対策・技術の調査研究を地域の4大学とともに行い、その成果に基づく災害に強い地域づくりを促進する。

◆別冊資料編：12-1-7「東三河地域防災協議会規約」

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

第1章 防災組織

■ 基本方針

- 各防災関係機関は、風水害等災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

防災組織

市における措置

(1) 豊川市防災会議

市長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づいて設置され、豊川市防災会議条例により組織運営されるものであり、その所掌事務としては本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等にあたることを任務とする。

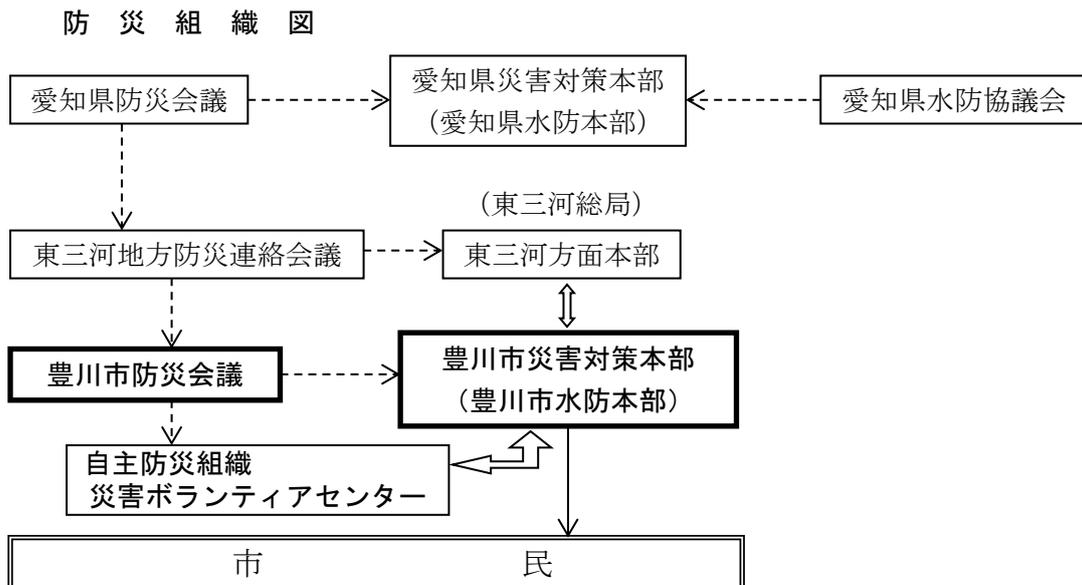
(2) 豊川市災害対策本部

市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市長を本部長とし、豊川市、豊川市教育委員会、豊川市議会事務局、豊川市民病院、豊川市上下水道部、豊川市消防本部及び消防署を総括する構成でありその所掌事務としては、水防、災害救助、その他の災害応急対策活動を包括実施する。

(3) 自主防災組織、災害ボランティアセンター

地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織や災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアの協力を得て、災害応急活動を効率的に実施する。

市を中心とした防災組織を図示すれば、次のとおりである。



- ← は、命令系統を示す。
 ←----- は、勧告を示す。
 ↔ は、相互連絡協力系統を示す。

第2章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としての災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

(1) 市災害対策本部の設置

ア 市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及びこの計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

イ 本部（本部室）は、市防災センター2階に設置する。

(2) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

(3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

ア 別図「非常配備の基準」における第1非常配備となる状況に達したとき。

イ 公表等

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに本部の標識を掲示する。

通知及び公表先	方 法	担 当
庁内各部班	豊川市防災アプリ、電話及び庁内放送	危機管理課長
豊川警察署	電話・デジタル移動系防災行政無線	〃
自衛隊	〃	〃
愛知県防災安全局	高度情報通信ネットワーク	〃
消防団	電話・携帯電話（E-mail）	消防本部総務課主幹
一般市民	市ホームページ等	企画部秘書課長
報道機関	メール、FAX又は文書	企画部秘書課長

ウ 廃止

市域について災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を廃止する。なお、廃止した場合の公表等については、設置の場合に準ずる。

(4) 災害対策本部の組織・運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び豊川市災害対策本部条例に定めるところによる。

(5) 災害対策本部職員の動員

ア 基準

災害応急対策活動を的確に実施するために、次に掲げる基準に該当したときは、それぞ

れに職員を動員し、非常配備体制をとる。

イ 非常配備要員

各部長は、所管の班ごとに「配備編成計画」をたてて、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておく。

◆別冊資料編：13-2「非常配備人員編成計画表」

非常配備の基準

種別	状況	配備内容
準備体制	1 豊川市に大雨警報（浸水害）が発表されたとき 2 豊川の水位観測所である石田又は当古の水位が、水防団待機水位に達したとき 3 音羽川又は佐奈川において、水防団待機水位に達したとき 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	関係部局の職員が情報の収集活動等を実施する体制とする。
準備体制 （建設部・都市整備部・上下水道部）	1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨警報（浸水害・土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報（上下水道部を除く） 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 3 その他必要により建設部長、都市整備部長又は上下水道部長が当該配備を指令したとき	建設部・都市整備部・上下水道部の管理職員が参集し、管理施設等の情報の収集活動を実施する体制とする。
災害対策本部設置	1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨警報（土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川及び豊川放水路の水位観測所である石田、当古又は放水路第1の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 音羽川又は佐奈川において、水防団待機水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 4 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき 5 豊川市で震度4を観測した地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 7 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置し、収集した情報を確認し、速やかな対策が実施できる体制とする。
第1非常配備	1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表され、被害の発生が予想されるとき (1) 大雨警報（浸水害・土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川及び豊川放水路の水位観測所である石田、当古又は放水路第1の水位が氾濫注意水位に達し、災害発生のおそれがあるとき 3 音羽川又は佐奈川において、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、災害発生のおそれがあるとき 4 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 5 豊川市で震度4を観測した地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 7 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	小規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害が発生したときに、関連する部課の所要の組織による活動体制を整備し、情報の収集及び伝達を実施するとともに、相互に連絡を行い、状況によっては直ちに第2非常配備に移行する。
第2非常配備	1 豊川市に次の各警報が1つ以上発表され、被害が発生したとき (1) 大雨警報（浸水害・土砂災害） (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 豊川又は豊川放水路氾濫警戒情報が発表されたとき 3 豊川市に次の各特別警報が1つ以上発表されたとき (1) 暴風特別警報 (2) 大雨特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 4 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生したときで所掌する対策活動に支障のない人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えうるものとし、災害発生とともにそ

	5 豊川市で震度5弱を観測した地震が発生したとき 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	のまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。
第3 非常配備	1 市の全域にわたって風水害が発生し、被害が特に甚大と予想されるときに、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 豊川市で震度5強以上を観測した地震が発生したとき 3 その他市内に予想されない重大な被害が発生したとき	大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したときに本部の全組織による活動体制を整備する。

基準水位

(m)

河川	豊川		豊川放水路	音羽川	佐奈川
観測所	石田	当古	放水路第一	国府	佐土
水防団待機水位	2.40	3.30	5.00	1.40	1.85
はん濫注意水位（警戒水位）	4.20	4.70	7.00	1.85	2.15

- (6) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、この計画に定めるところにより活動を実施する。

2 非常配備体制下の活動

(1) 第1非常配備体制下の活動

- ア 危機管理監は、愛知県その他より気象予警報その他必要事項について、受領と同時に本部長に報告するとともに、必要と認めたものを豊川市防災アプリ、庁内放送等により職員に通知する。
- イ 本部長は本部室を開設し、各部長は本部室に参集し、相互に情勢に対処する措置を検討する。
- ウ 本部長は、必要に応じて本部会議を開催する。本部会議は特別な指示がない限り、本部室で開催する。
- エ 各班長は、情勢に即応した体制を整え、随時待機員に対し必要な指示を行う。
- オ 配備人員は、状況により各部長において増減することができる。

(2) 第2非常配備体制下の活動

- ア 本部長の所掌事務は次のとおりとする。
 - (ア) 本部の非常配備体制の切替え及び廃止に関すること。
 - (イ) 重要な被害情報、被害状況等の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
 - (ウ) 災害救助法の適用に関すること。
 - (エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - (オ) 行政機関、公共機関及び隣接市町に対する応援の要請に関すること。
 - (カ) 災害対策に要する経費に関すること。
 - (キ) その他災害対策に関する重要な事項。
- イ 各部長は、関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに避難立退き、その他の緊急措置について本部長に報告し、必要な進言を行う。
- ウ 各部長は、所要の人員を非常業務につかせるとともに装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

(3) 第3非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下の活動と同じであるが、全職員をもって対処する。

(4) 標識

- ア 本部の標識は、別冊資料編の規格による。
- イ 本部長、副本部長、部長、本部連絡員、班長、副班長及びその他の職員は、災害活動に従

事するときは規則、計画等において、別段の定めがある場合のほかは、別冊資料編の規格による腕章をはい用する。

ウ 災害時において使用する本部の車両には、規則、計画等に別に定めのある場合のほかは、別冊資料編の規格による標旗をつける。

エ 職員の身分の証明は、市が作成する身分証明書によるものとし、災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねる。

◆別冊資料編：12-3-3「災害救助法適用基準」

◆別冊資料編：13-4「標識」

3 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整備しておく。

(3) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 非常連絡等

(1) 各部長は、非常連絡を円滑に行うため、所管する部課の非常連絡の系統を定め、平常時から職員に周知徹底する。

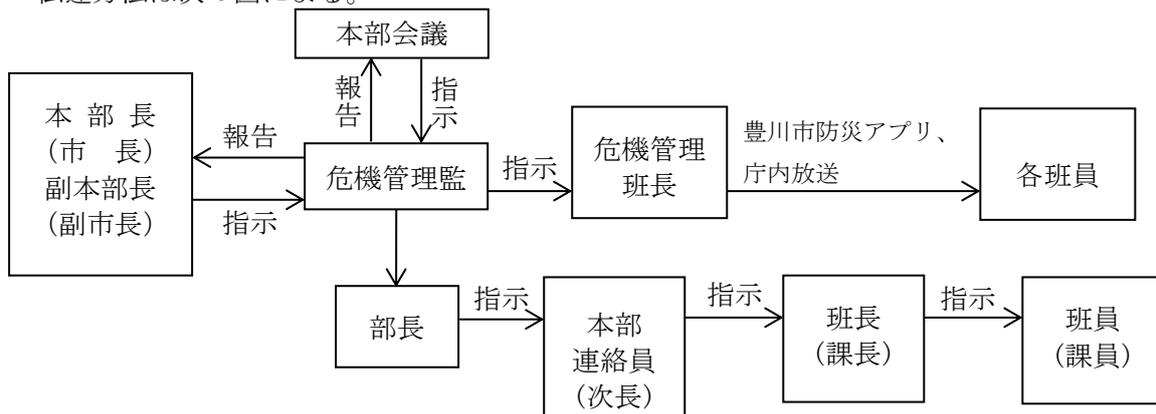
(2) 職員は、豊川市防災アプリに必要な情報を登録し、豊川市防災アプリによる通知を常に受信できるようにしておく。

(3) 災害が発生し、その災害が非常配備基準に定める事項に該当することを知ったときは、非常連絡の有無にかかわらず、自主的に参集し、所定の任務につく。

5 平常時の伝達方法

気象情報の通知を受け災害発生が予想される場合、その大小により本部会議の開催又は本部長（市長）の指示により、配備区分による配備体制をとる。

伝達方法は次の図による。



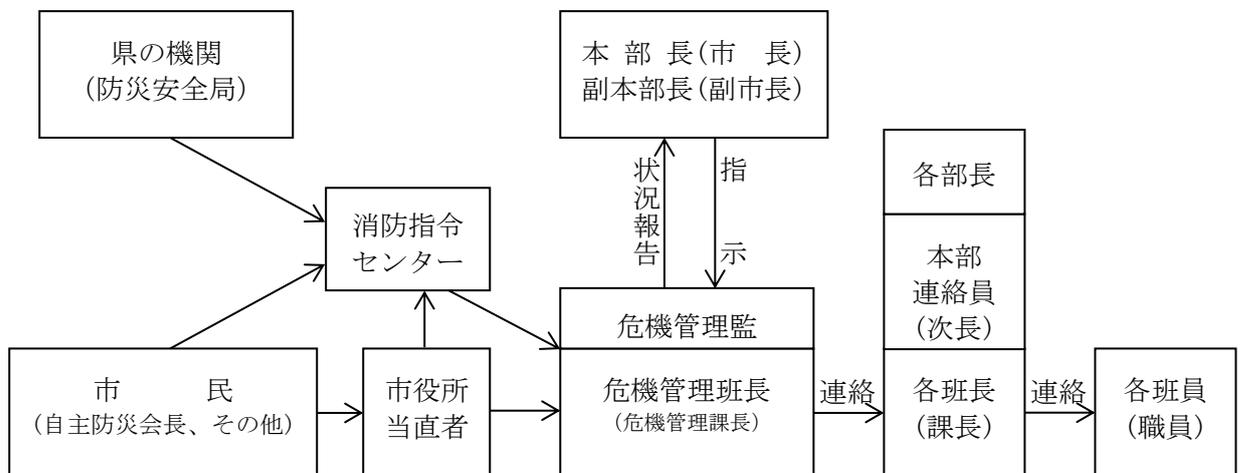
6 週休日、休日及び平日の退庁後の伝達方法

- (1) 消防指令センターの通信指令課は、週休日、休日及び平日の退庁後（以下「閉庁時」という。）において、愛知県等から非常配備に該当する気象情報を受領したときは、直ちに危機管理班長（危機管理課長）に緊急連絡（電話）を行うとともに、その他必要と認める上司に報告する。

また、危機管理班長は、直ちに危機管理監に報告する。危機管理監は、危機管理班長から報告を受けたときは直ちに市長、副市長に報告し、配備体制の指示を受け、各部長に連絡する。

- (2) 市役所当直者は、非常配備に該当する気象情報又は災害の発生が関係機関又は市民から通報されたとき又は自ら察知したときは直ちに危機管理班長及び消防指令センターの通信指令課に連絡する。

伝達系統は次の図による。



(注) 各部長、各班長は、各班員の住所及び連絡方法を把握しておき直ちに動員できる措置をとる。

- (3) 危機管理班長は、各部への連絡について豊川市防災アプリを使用する。
- (4) 各班の班長は、豊川市防災アプリによる連絡を受けられない場合に備え、あらかじめ定めた日常連絡システムにより各班員に連絡できる体制をとる。
- (5) 各班の班長は、本部連絡員（次長）から連絡を受けたときは、あらかじめ各班で定めた非常連絡システムによって各班員（職員）に連絡しなければならない。
- (6) 連絡を受けた班員は、直ちに登庁し、所定の任務につく。
- (7) 班員は、道路の寸断、交通機関の不通などにより登庁することが不可能な場合は、豊川市防災アプリにより、その旨報告しなければならない。また、その場合、班長又は本部の指示を受けて防災活動に従事しなければならない。
- (8) 登庁することも連絡することも不可能な班員は、最寄りの市の施設又は避難所に参集し、防災活動に従事しなければならない。

第2節 職員の派遣要請

市における措置

- (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

また、国土交通省中部地方整備局との協定に基づき、災害時において市長が要請した場合又は国土交通省中部地方整備局長が必要と判断した場合、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を受け、情報交換を行う。

◆別冊資料編：12-1-21「災害時の情報交換に関する協定」（国土交通省中部地方整備局）

- (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17）
市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- (3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）
市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。
また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。
- (4) 被災市町村への市職員の派遣
市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。

第3節 災害救助法の適用

市における措置

- (1) 救助の実施
市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。
- (2) 県が行う救助の補助
市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第3章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限に留めるため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に市民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

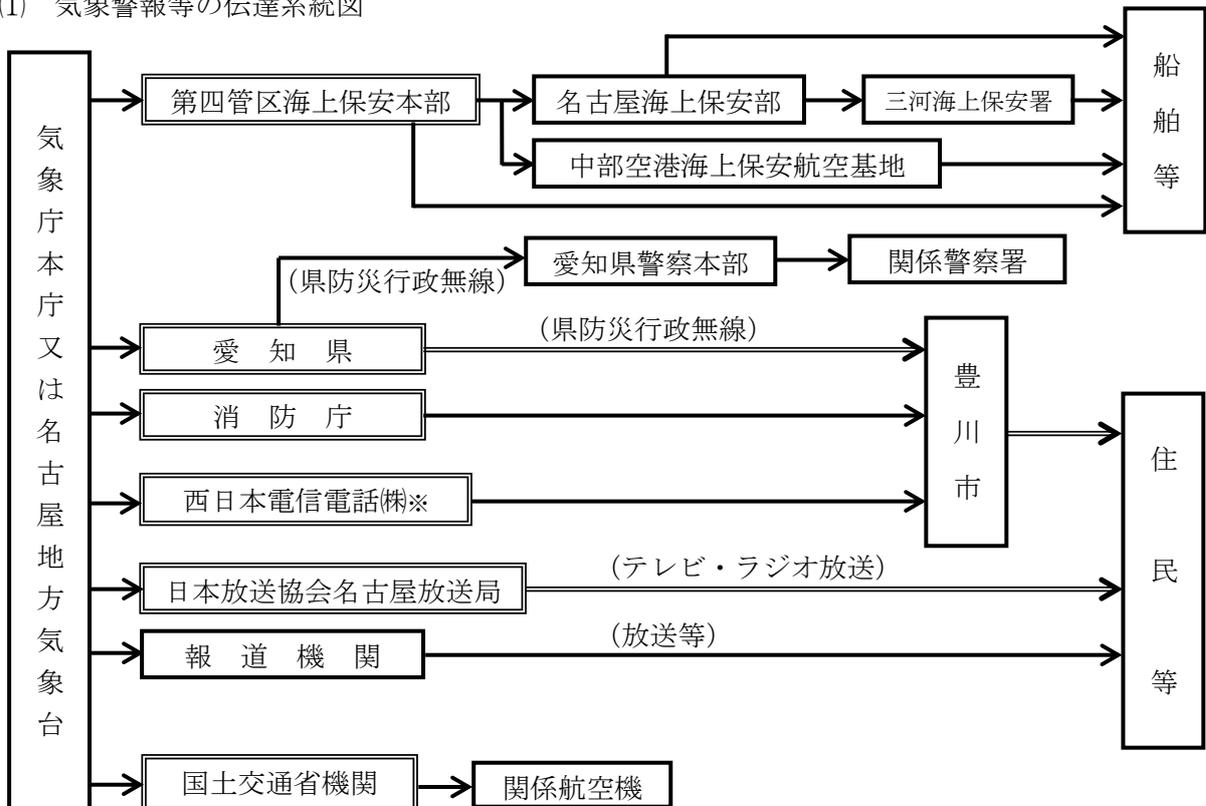
第1節 気象警報等の発表、伝達

1 市における措置

この計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

2 気象警報等の伝達系統

(1) 気象警報等の伝達系統図



※ 気象庁から西日本電信電話株には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

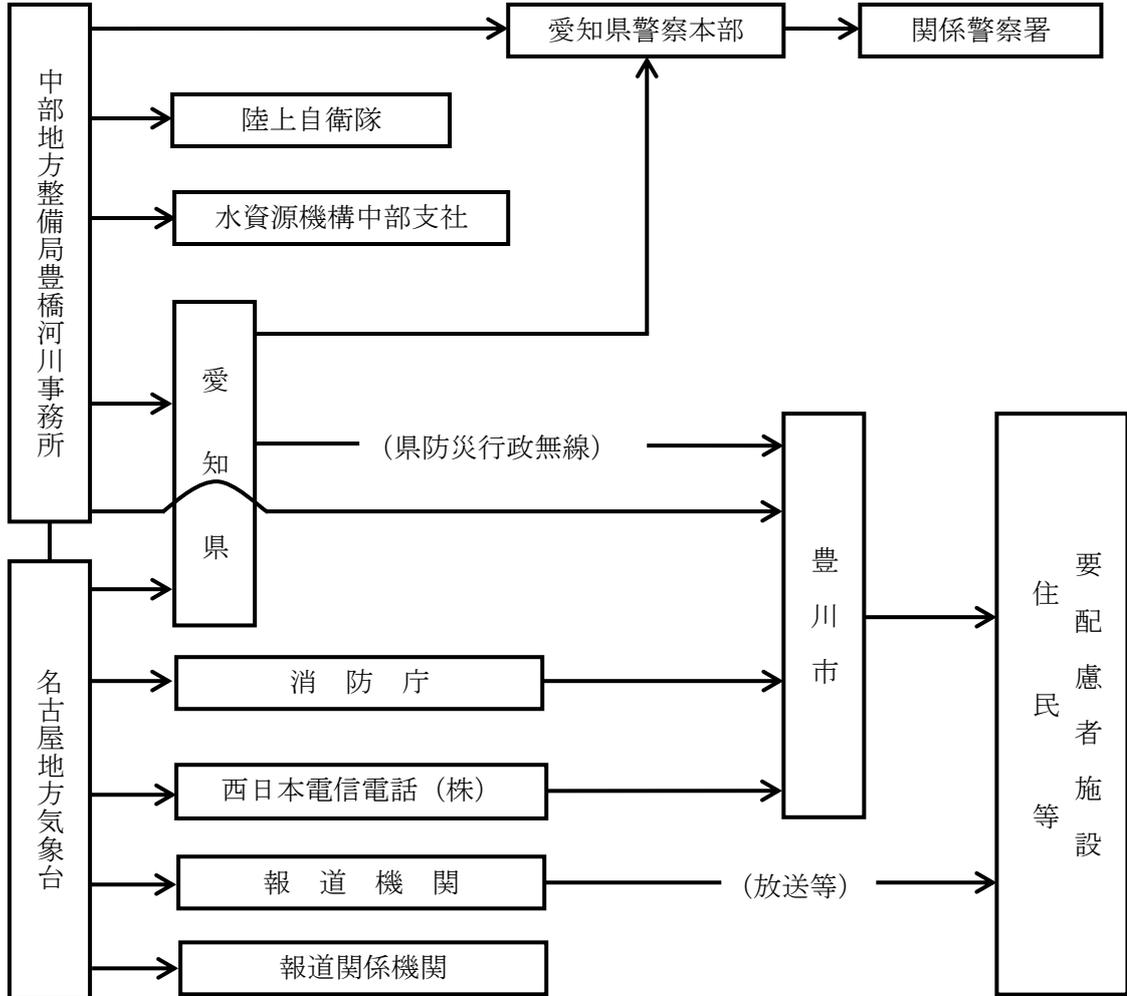
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

◆別冊資料編：2-1「気象・水象等に関する予警報の種類と発表基準」

(2) 洪水予報の伝達系統

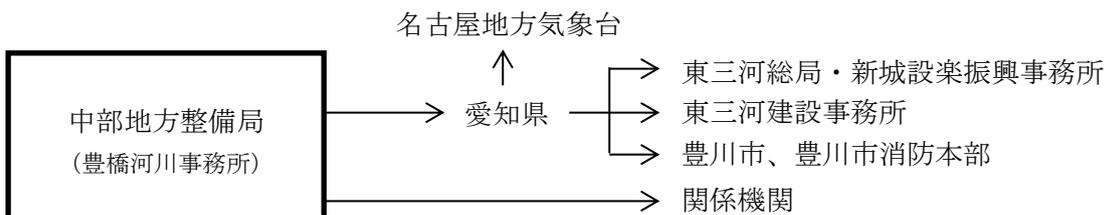
国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
豊川及び豊川放水路洪水予報



◆別冊資料編：3-3「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

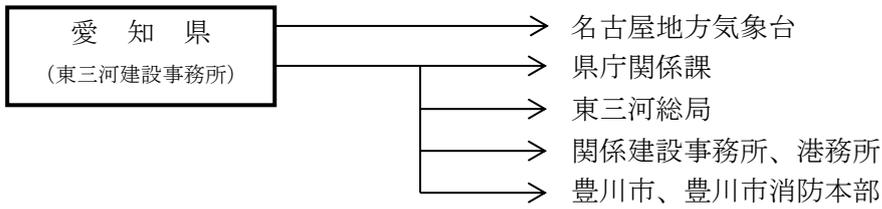
(3) 水防警報

ア 国土交通大臣の発表する水防警報
豊川・豊川放水路水防警報



イ 知事の発表する水防警報

(ア) 愛知県沿岸高潮水防警報



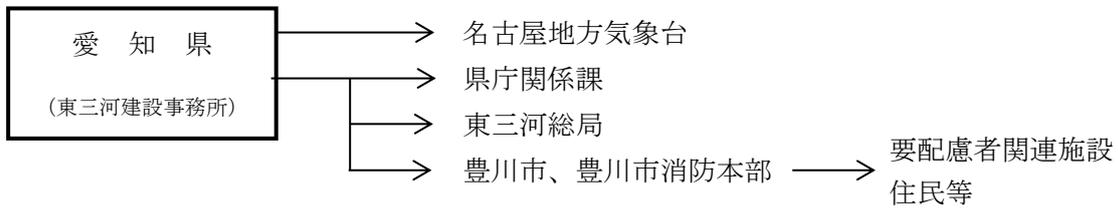
(イ) 愛知県津波水防警報



(4) 水位周知河川の水位情報

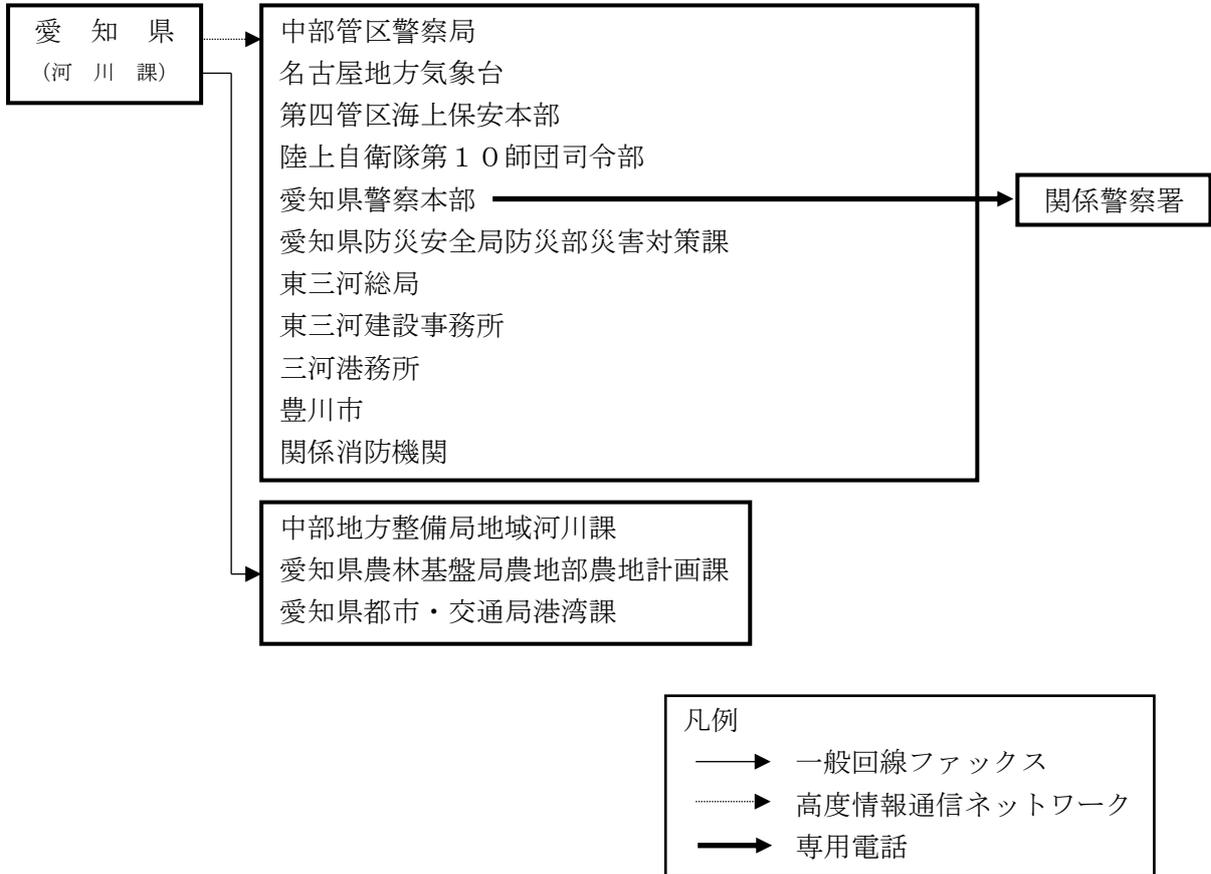
(避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生)

- ・知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）
- ・音羽川・佐奈川

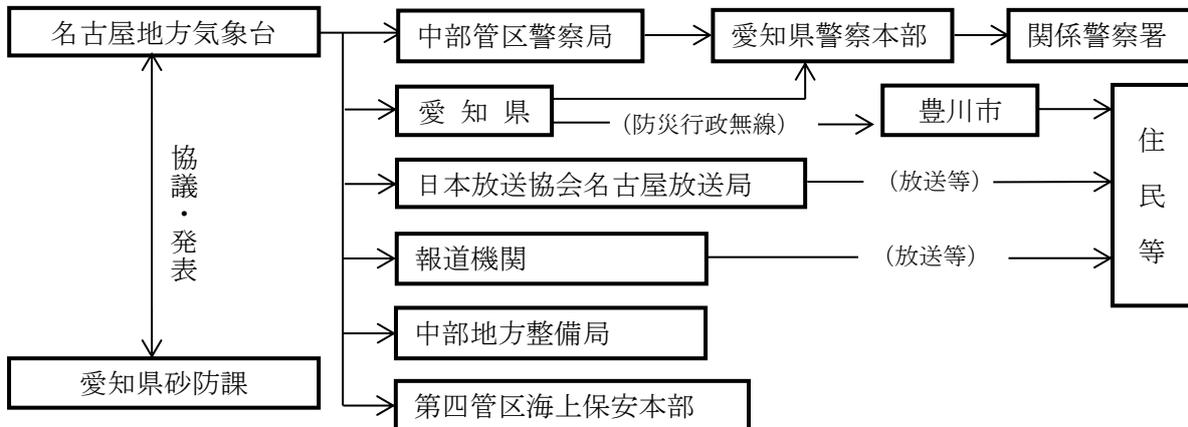


(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

- ・知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕））
- ・三河湾・伊勢湾沿岸



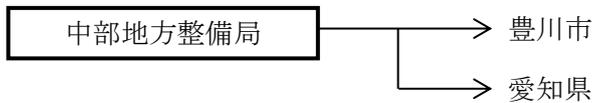
(6) 土砂災害警戒情報



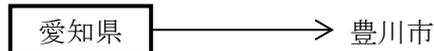
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県建設局と名古屋地方気象台が共同して発表する。

(7) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）

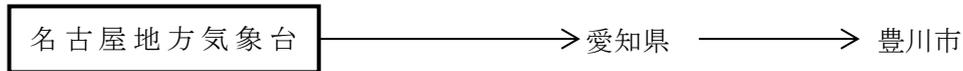


イ 大規模な土砂災害（地すべり）

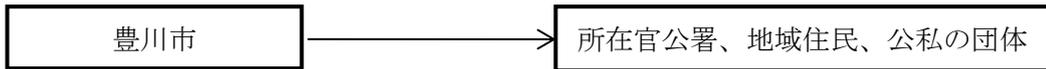


（注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

(8) 火災気象通報



(9) 火災警報



3 異常現象の通知

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直に市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報する。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報する。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難指示等

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4]避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5]緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4]避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令する。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3]高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において、[警戒レベル3]高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

なお、避難の指示にあたっては、「水害、土砂災害、高潮、津波に係る避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき実施する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者（市長）における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退く

ことを指示する。

- (2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

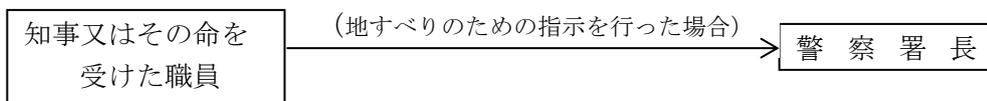
- (1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

- (2) 地すべりのための立退き指示

知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

- (3) 通知（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）



- (4) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言する。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

- (5) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

- (6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

- (7) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 県警察（警察官）における措置

- (1) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条による措置

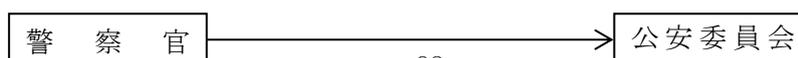
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

- (2) 災害対策基本法第61条による指示

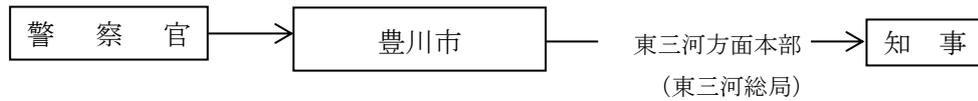
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

- (3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



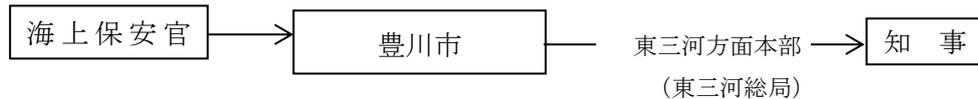
イ (2)の場合 (通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)



5 第四管区海上保安本部 (海上保安官) における措置

(1) 災害対策基本法第61条による指示
4(2)の警察官に準ずる。

(2) 報告・通知等 (通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)



6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

市長への助言

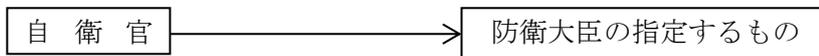
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

7 自衛隊 (自衛官) における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告 (自衛隊法第94条)



8 避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

9 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図る。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災情報伝達システムを始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災情報伝達システム、豊川市防災アプリ、とよかわ安心メール、緊急速報メール、市ホームページ、市公式SNS、ケーブルテレビ、広報車の巡回、警鐘あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム (Lアラート) に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入

手できるように努める。

ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

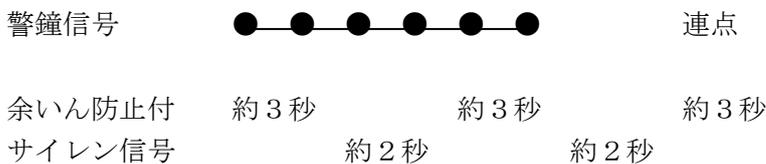
エ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(2) 関係機関の相互連携

県、県警察、市町村、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

(3) 避難指示の信号

避難指示を知らせる信号は次のとおりとし、信号にあたっては適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。



第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行い、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

◆別冊資料編：1－10「土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設」

◆別冊資料編：3－3「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災情報伝達システムや広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

2 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

第4章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、無人航空機等を活用した画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、市町村防災支援システム又は県防災情報システムを有効に活用するとともに、防災センター（災害対策本部）に設けたタンジブルシステムも有効に活用する。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接

内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(6) 関係機関、諸団体及び町内会等との連携

被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び町内会等の応援を求めて実施するが、市においてはあらかじめこれら関係機関、諸団体、町内会等と十分打合せを行い密接な連絡をとる。

(7) 県の機関への応援要請

被害が甚大なため、被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県の機関に応援を求めて実施する。

(8) 関係機関との連絡調整

被害情報及び被害状況の調査については、警察の機関始め関係機関と十分な連絡をとる。

(9) 事前計画

被害状況（人的、住家等）の調査、収集等に係る人員については、各班において計画しておく。

◆別冊資料編：12-1-21「災害時の情報交換に関する協定」（国土交通省中部地方整備局）

◆別冊資料編：12-1-23「災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定」（5市2町）

◆別冊資料編：12-2-53「災害時における家屋被害認定業務に関する協定書」（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）

◆別冊資料編：12-2-40「災害時におけるドローンを活用した情報収集活動等に関する協定書」（株式会社アルマダス）

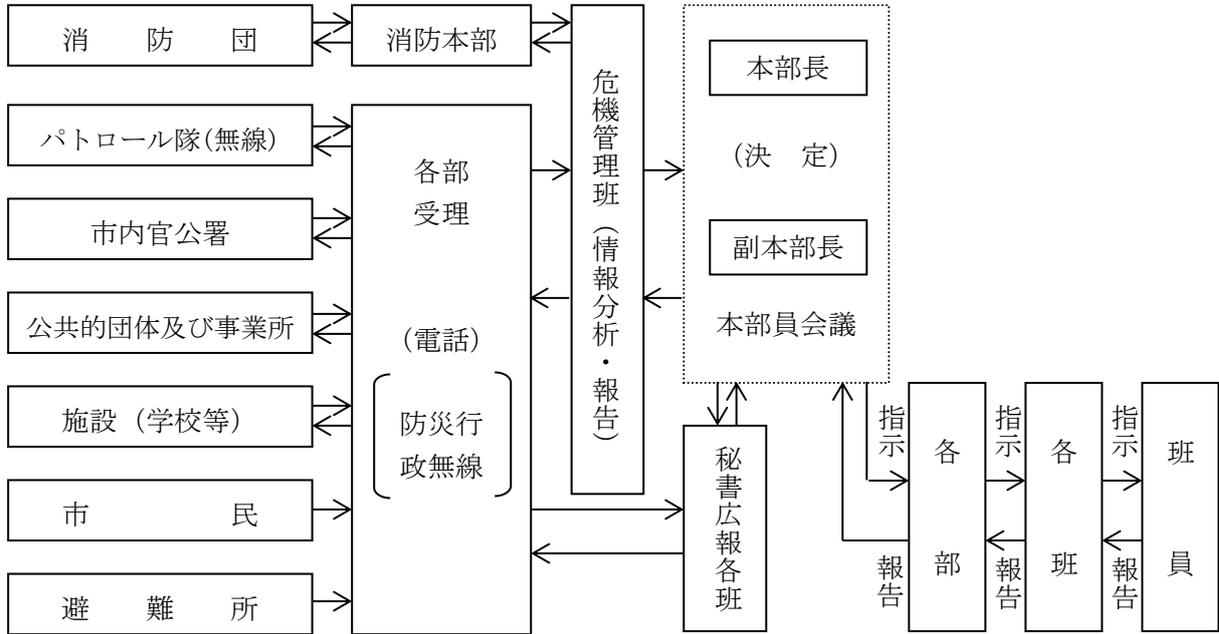
◆別冊資料編：12-2-44「災害時におけるドローンを活用した情報収集活動等に関する協定書」（DJI JAPAN 株式会社）

2 市災害対策本部への災害情報及び被害報告の要領

(1) 報告系統

被害状況の報告系統は、次のとおりとする。

災害情報等の収集報告指示系統計画図



(2) 報告要領

市災害対策本部設置時における情報及び被害報告の収集、通報については、次の要領により行う。

ア 災害情報等の報告要領

(ア) 部等の長は、災害の状況及び地域の気象状況を迅速かつ的確に市災害対策本部長（危機管理班）に報告する。

(イ) 報告の内容

- a 被害の概況（原因、地区名、時）及び地域の気象状況
- b 消防、水防機関等の出動状況
- c 応援要請の状況
- d 高齢者等避難、避難指示の状況
- e 職員の派遣状況
- f 救助活動の状況
- g その他応援措置の概要
- h 要望事項その他

イ 被害状況の報告要領

(ア) 被害が発生したときは、部等の長は、その状況を確定するまでの間、逐次迅速かつ的確に市災害対策本部長（危機管理班）に報告する。

(イ) 報告の種類

a 被害概況速報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を主とすることが望ましく、様式第1号の1～2により行う。ただし、警報が発令されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発令後1時間以内に報告する。

b 被害状況

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において逐次それぞれの該当する事項を、様式第1号の1～5により報告する。

c 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は、様式第1号2～5により行う。

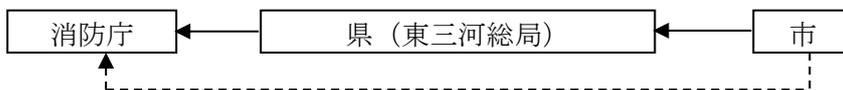
なお、各部等は市災害対策本部が必要と認める事項について、その指示に従い報告する。

(ウ) 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人、むね、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。また、時刻は24時間制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

3 関係機関への被害状況等の報告

(1) 報告系統



◆別冊資料編：11-1 「防災関係機関連絡先一覧」

(2) 報告要領

ア 直接即報基準に該当する災害が発生したとき

災害が発生し、次項イ(イ) c～eのうち、死者又は行方不明者が生じた場合、市は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県に報告するとともに、消防庁に対しても直接報告する必要がある。

この場合、国の「火災・災害等即報要領」の第1号様式、第4号様式（その1）により報告する。

イ 災害即報基準に該当する災害が発生したとき

災害即報基準に該当する災害が発生した場合、市は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県を通じて国に報告するとともに、市町村防災支援システム又は防災情報システムにより被害状況等を県に報告する。この場合、様式第1号の2～5により報告する。

災害即報基準抜粋

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(ア) 一般基準

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(イ) 個別基準

- a 地震
 - 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

b 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c 風水害

- ① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ③ 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

d 雪害

- ① 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

e 火山災害

- ① 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 社会的影響基準

(ア) 一般基準、(イ) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

ウ ア及びイに該当しない災害が発生したとき

上記ア及びイに該当しない軽微な災害が発生した場合、市は、覚知後速やかに市町村防災支援システム又は防災情報システムにより被害状況等を県に報告する。

エ 防災情報システムが使用できないとき

災害が発生し被害状況等を県に報告するときに、市町村防災支援システム又は防災情報システムが何らかの理由により使用できない場合、市は、覚知後速やかに被害状況等を様式第1号の1～5により、ファックス又は電子メール等で県事務所に報告する。

防災情報システムが使用できない例

- (ア) システム上に災害名称が入力されていないとき
- (イ) サーバがダウンしたとき
- (ウ) ネットワークに障害が発生したときなど

市が報告する様式

① 直接即報基準（震度5強以上）に該当する場合

区分	報告様式	報告先
第一報	国の「火災・災害等即報要領」の第4号様式その1により報告	国、県
第一報以降（応急措置が完了するまで）	消防庁長官の要請があった場合 国の「火災・災害等即報要領」の第4号様式その1により報告	国、県
	消防庁長官の要請がない場合 防災情報システムにより報告	県（システムが使用できない場合は様式第1号の2～5により県事務所へ報告）

② 災害即報基準に該当する場合

区分	報告様式	報告先
第一報	防災情報システムにより報告	県（システムが使用できない場合は様式第1号の1により県事務所へ報告）
第一報以降（応急措置が完了するまで）	防災情報システムにより報告	県（システムが使用できない場合は様式第1号の2～5により県事務所へ報告）
応急措置が完了したとき	15日以内に、様式第1号の2により報告	県事務所

③ 上記①及び②に該当しない災害が発生したとき

区分	報告様式	報告先
第一報	防災情報システムにより報告	県（システムが使用できない場合は様式第1号の1により県事務所へ報告）
第一報以降（応急措置が完了するまで）	防災情報システムにより報告	県（システムが使用できない場合は様式第1号の2～5により県事務所へ報告）
応急措置が完了したとき	15日以内に、様式第1号の2により報告	県事務所

(3) 報告順位及び報告責任者

ア 報告状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を優先とし、他の速報に優先して報告する。この場合、被害報告責任者は、数字等の調整について責任を持つ。したがって責任者は災害対策業務の主管部長を充てる。

イ 被害地域、応急対策については、具体的かつ詳細に報告すること。

(4) 報告の手段

報告は通常、市町村防災支援システム又は防災情報システムによるが、確定報告については、文書によって関係部課に重ねて報告する。この場合、報告済みの速報控を添付する。なお、電話電報を利用する場合又は有線電話途絶の場合は、第2節「市及び防災関係機関における措置」による。

(5) 報告の種類

ア 被害状況速報

災害が発生し又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合に、現地の状況を直ちに報告するもので、様式は様式第1号の1から5までのとおりである。

なお、これらの速報は、県において応急対策変更等の基礎になるものであるから、被害状況が変更のつど報告する。

イ 確定報告

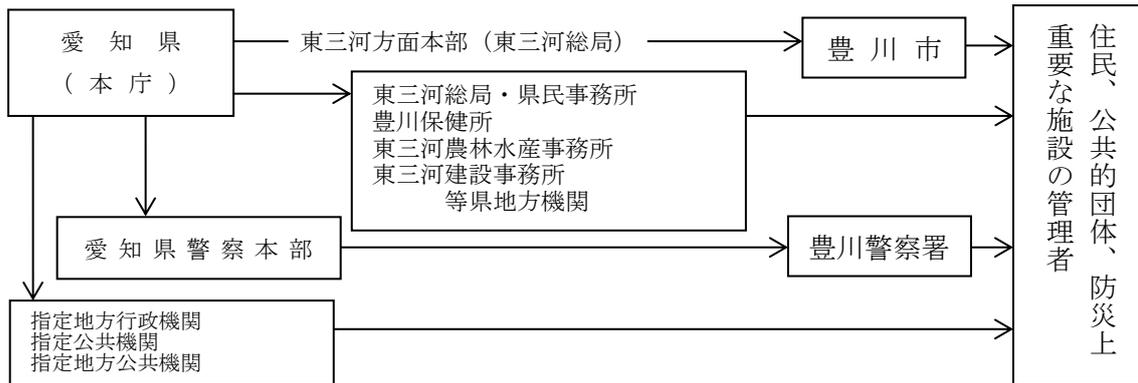
災害に対する応急措置が完了、被害状況も確定した後15日以内に、様式第1号の2により報告する。これによって、各種の費用負担を決定する場合もあるので、正確でなければならない。

ウ 様式第1号の2における被害状況判定基準は、「被害状況判定基準」のとおりである。

◆別冊資料編：13－3「被害状況判定基準」

4 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たる。
- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用し、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

5 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

- (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

- (3) 安否確認

市及び県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲内で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

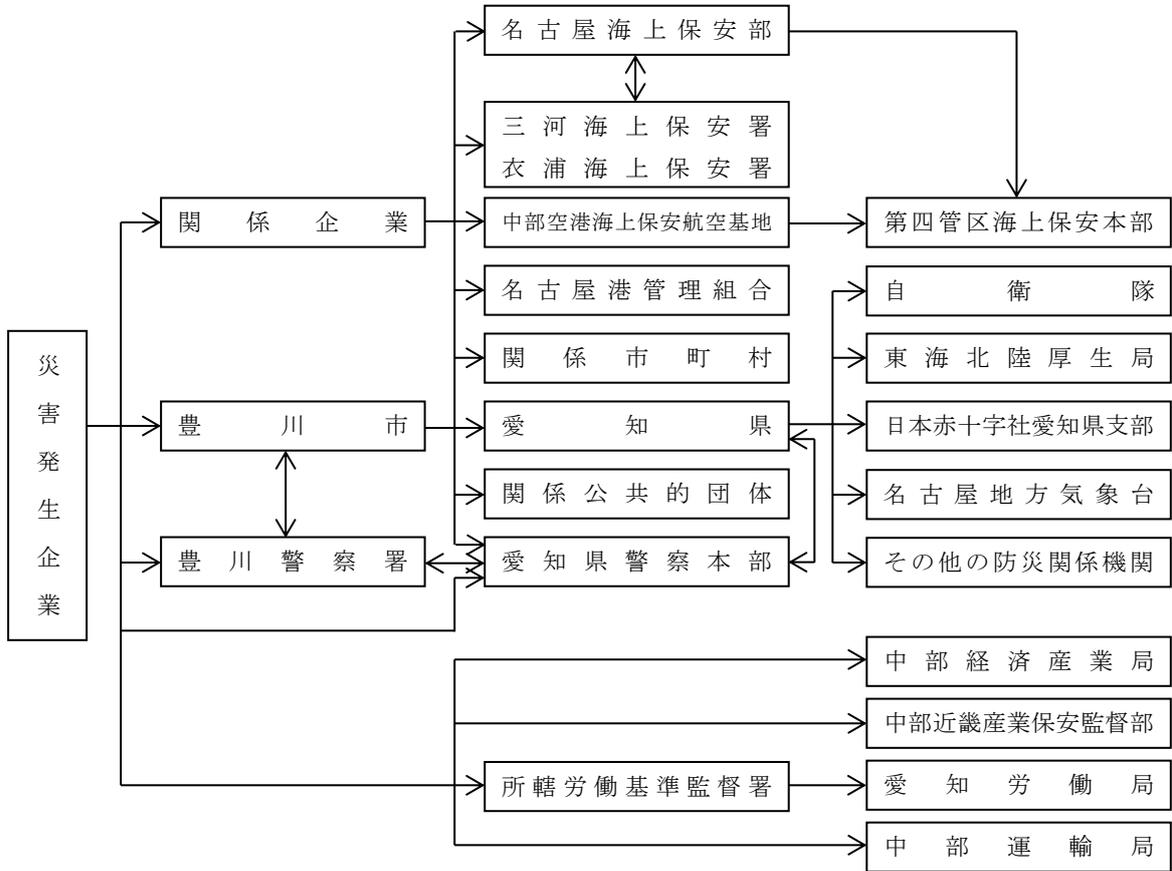
- (4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状

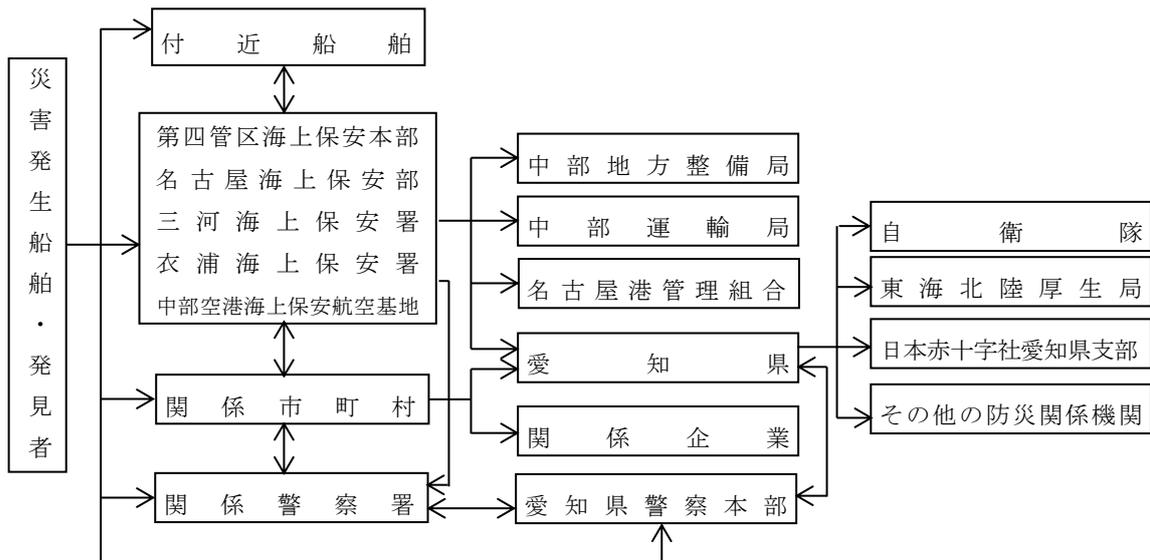
況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

6 特殊災害に関する情報の収集及び伝統の系統

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



7 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有すると

もに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用する。なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 衛星通信施設の使用

地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(3) 移動系無線局の使用

移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(4) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(5) 電話・電報施設の優先利用

災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次の順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(6) 携帯電話の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、豊川市防災アプリ、とよかわ安心メール、緊急速報メールなど携帯電話の効果的な使用を行うとともに衛星携帯電話を使用する。

(7) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（知事を通じて依頼）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

◆別冊資料編：11-1「防災関係機関連絡先一覧」

◆別冊資料編：4-4「災害時優先電話一覧」

◆別冊資料編：4-1「無線通信施設等一覧表」

◆別冊資料編：4-2「町内放送一覧」

第3節 広報

1 市における措置

(1) 報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(2) 次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

イ 防災情報伝達システムの放送

ウ ケーブルテレビの放送

エ 市ホームページ掲載及び市公式SNSによる情報提供

オ 豊川市防災アプリ、とよかわ安心メール及び緊急速報メールによる情報提供

カ 広報紙等の配布

キ 広報車の巡回

ク 掲示板への貼紙

ケ その他広報手段

◆別冊資料編：12-2-25「災害時のテレビ放送に関する協定書」（CCNet(株)豊川局）

(3) 次の事項について広報を実施する。

ア 事前情報の広報

(ア) 気象に関する情報

(イ) 河川の水位の情報

(ウ) 公共交通機関の情報

(エ) その他の情報

イ 災害発生直後の広報

(ア) 災害の発生状況

(イ) 地域住民のとるべき措置

(ウ) 避難に関する情報（避難場所、避難情報）

(エ) 救護所の開設状況

(オ) 道路情報

(カ) その他必要事項

ウ 応急復旧時の広報

- (ア) 公共交通機関の状況
- (イ) ライフライン施設の状況
- (ウ) 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
- (エ) 公共土木施設等の状況
- (オ) ボランティアに関する状況
- (カ) 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- (キ) 被災者相談窓口の開設状況
- (ク) その他必要事項

2 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、市ホームページ、市公式SNSの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

ア 災害関係記事又は番組

イ 災害関係の情報

ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

エ 関係機関の告知事項

◆別冊資料編：11－2「放送局・新聞社等一覧」

第5章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結するように努め、必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

本市が応援を求められた場合は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

◆別冊資料編：12-1-16「三遠南信災害時相互応援協定」

◆別冊資料編：12-1-19「災害時における相互応援に関する協定書」(新潟県長岡市)

◆別冊資料編：12-1-25「災害時相互応援に関する協定」(茨城県日立市・栃木県小山市・埼玉県新座市・東京都東村山市・愛知県安城市・愛知県西尾市)

◆別冊資料編：12-1-29「災害時における相互応援に関する協定書」(静岡県掛川市)

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経

済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼する。

イ 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付する。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡する。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

a 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

b 巡視船を活用した医療活動場所の提供

c 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

d その他市が行う災害応急対策の支援 等

(オ) その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が市外から必要な応急要員を導入した場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請者における措置

自衛隊に対する災害派遣の要請は、愛知県知事が実施する。

2 市における措置

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣要請依頼書（様式第2号の1）により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

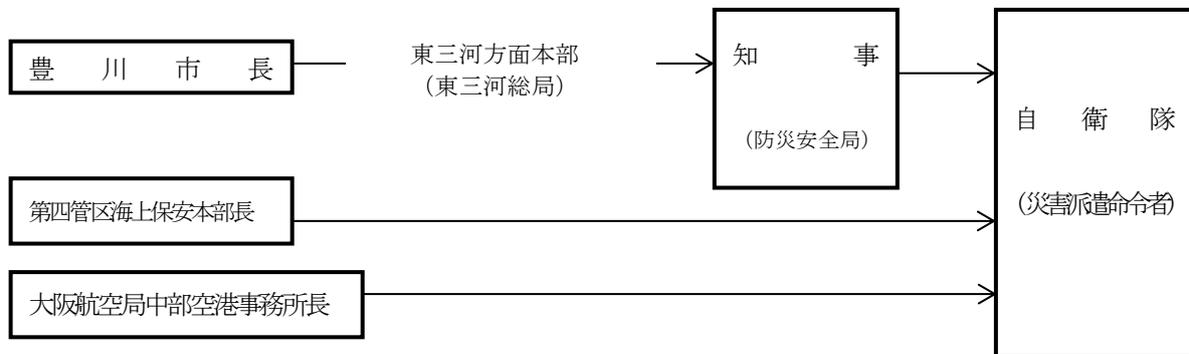
この場合において、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、自衛隊連絡幹部室を開設する。
- (5) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請依頼書（様式第2号の2）により自衛隊の撤収要請を依頼する。

◆別冊資料編：14 様式第2号の1「自衛隊の災害派遣要請依頼書」

◆別冊資料編：14 様式第2号の2「自衛隊の災害派遣部隊撤収要請依頼書」

3 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、東三河方面本部（東三河総局）へも連絡すること。

◆別冊資料編：11-1「防災関係機関連絡先一覧」

4 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。
この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

(5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、市災害対策本部に連絡要員を派遣する。

5 災害派遣部隊の受入

- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、市長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 受入側の市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

◆別冊資料編：6－8「ヘリコプターによる災害派遣の受入れに対する留意点」

- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

- a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

◆別冊資料編：6－6「飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所」

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

1 災害ボランティアセンター等の開設

災害が発生した場合、被災状況に応じ、市災害対策本部は必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター等」という。）を設置し、コーディネーターに運営を要請する。

- (1) 市は、災害ボランティアセンター等に職員を派遣し、その運営についてコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供・資機材の提供などの支援を行う。
- (2) 災害ボランティアセンターは、豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」に開設し、必要に応じ現地災害ボランティアセンターを開設する。
- (3) 災害ボランティアセンター等の運営スタッフは、次の者のうちから別に選任した者を持って充てる。また、必要に応じて、市内外のボランティアにも参画を求め、災害ボランティアセンター等の運営にあたる。

ア 豊川市職員

イ 豊川市社会福祉協議会職員

ウ コーディネーター等

2 災害ボランティアセンターの活動

- (1) 災害ボランティアセンターに係る広報
- (2) 情報の収集及び発信
- (3) 被災者ニーズの把握
- (4) ボランティアの受け入れ、派遣等
- (5) 災害対策本部等との連絡調整
- (6) 愛知県広域ボランティア支援本部との連絡調整
- (7) 資材の管理
- (8) 災害ボランティアセンター運営の記録
- (9) ボランティア保険に関すること
- (10) その他

3 ボランティアの活動

ボランティアの活動内容の選定にあたっては、ボランティアの自主性を尊重し、決定する。

なお、市災害対策本部各班はその分担任務について、災害時にボランティアに協力依頼する業務内容等について、あらかじめ検討する。

4 NPO・ボランティア団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

5 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

◆別冊資料編：12-2-9「豊川市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定」（豊川市社会福祉協議会）

◆別冊資料編：12-2-42「豊川市災害時通訳ボランティアの活動に関する協定書」（豊川市国際交流協会）

第5節 労務供給

市における措置

- (1) 労務者等の雇上げ

ア 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて、市長が行う。

イ 給与の支給

雇い上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除いて、通常の実費を支給する。

ウ 労務者等の雇い上げ

求職者について、豊川公共職業安定所を通じ、必要人員の雇い上げに努力する。

- (2) 災害救助法による労務者等の雇上げ基準

ア 労務者等雇い上げの範囲

救助の万全を期すため、次の範囲で救助の実施に必要な労務者等を雇い上げる。

種 類	内 容
被災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者自身を安全地帯に避難させるための労務者
医療及び助産における移送	1 医療救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所等へ運ぶための労務者 2 医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動のための労務者 3 重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のための労務者
被災者の救出	1 被災者救出行為そのものに必要な労務者 2 救出に要する機械、器具、その他資材を操作し、又は後始末をするための労務者
飲料水の供給	1 飲料水そのものを供給するための労務者 2 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要する労務者 3 飲料水の浄化のための医薬品の配布に要する労務者
救済用物資（義援物資を含む。）の整理、配分	1 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管等の一切にかかる労務者 2 救済用物資の送達のための荷物の積み下ろし、上乗り、運搬等にかかる労務者 3 救済用物資の被災者への配分にかかる労務者
遺体の捜索	1 遺体の捜索行為自体に必要な労務者 2 捜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための労務者
遺体の処理	1 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための労務者 2 遺体を仮安置所まで輸送するための労務者

イ 期間

それぞれの救助の実施承認期間とする。

ウ 経費

賃金職員等雇上費は、通常の実費とする。

(3) 労務者等の強制従事

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を執行する。

ア 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次のとおりである。

対 象 作 業	種 類	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策作業 (災害救助法に基づく 救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法 71条 1項	知 事
		” ” 2項	市 長
	協力命令	” ” 1項	知 事
		” ” 2項	市 長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 7条	知 事
	協力命令	” 8条	知 事
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65条 1項	市 長
		” ” 2項	警 察 官 海上保安官
		” ” 3項	自 衛 官
		警察官職務執行法 4条	警 察 官
消 防 作 業	従事命令	消 防 法 29条 5項	消 防 職 員 消 防 団 員
水 防 作 業	従事命令	水 防 法 24条	水防管理者 消 防 長 消 防 団 長

※警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）

イ 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表のとおりである。

命 令 区 分 (作 業 対 象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官及び自衛官の従事命令（災	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

害応急対策等全般)	
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
消防法による消防職員及び消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

ウ 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取消しをするときは、公用令書を交付する。

公用令書は、様式第3号の1～様式第3号の5とする。

エ 費用

「災害救助法施行細則（昭和40年規則第60号）に基づく救助の程度、方法、機関及び実費弁償の額」の規定による。

オ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族については、災害救助法施行令及び市条例の規定により損害補償又は扶助金を支給する。

第6節 防災活動拠点の確保等

市における措置

- (1) 大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、市が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (4) 受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。

◆別冊資料編：13－6「防災活動拠点一覧」

第6章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターの支援を要請する。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより応援要請を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-2「災害救助法施行細則」

第2節 海上における避難救出活動

市における措置

第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 防災ヘリコプターの支援要請

市における措置

- (1) 支援要請の要件

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、支援要請を行う。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき

- イ 本市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
 - ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合
- (2) 防災ヘリコプターの活動内容
- 名古屋市消防航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。
- ア 被害状況調査等の情報収集活動
 - イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
 - ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
 - エ 火災防御活動
 - オ 救急救助活動
 - カ 臓器等搬送活動
 - キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動
- (3) 支援要請の手続き
- 市長は、防災ヘリコプターの支援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書（様式第4号）を提出する。
- ア 災害の種別
 - イ 災害の発生場所
 - ウ 災害発生現場の気象状況
 - エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
 - カ 応援に要する資機材の品目及び数
 - キ その他必要な事項
- ◆別冊資料編：6-6「飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所」
 - ◆別冊資料編：11-1「防災関係機関連絡先一覧」
 - ◆別冊資料編：12-1-12「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」
 - ◆別冊資料編：12-1-20「浜松市・豊川市航空隊消防応援協定」
 - ◆別冊資料編：14 様式第4号「航空機隊支援出動要請書」

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症法に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

第1節 医療救護

1 市における措置

市は、災害のため、医療体制が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を施す措置をとる。

- (1) 市は、市民病院において医療活動を行うほか、豊川市医師会、豊川市歯科医師会及び豊川市薬剤師会（以下「医師会等」という。）へ医療救護班の派遣を要請するとともに、その協力のもと救護所を設置し、市内の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 医師会等及び市民病院における措置

- (1) 医師会等及び市民病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、豊川市医師会及び市民病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 市民病院は、災害拠点病院として被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となるとともに、医師会等と協力して医療活動に努める。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

3 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 医療救護班の編成は、出動計画表に定める。
 - ◆別冊資料編：9-1「豊川市医師会出動計画表」
 - ◆別冊資料編：9-2「豊川市歯科医師会出動計画表」
 - ◆別冊資料編：9-3「豊川市薬剤師会出動計画表」
 - ◆別冊資料編：12-2-5「災害時の医療救護活動に関する協定書」（豊川市医師会）
 - ◆別冊資料編：12-2-12「災害時における歯科医療救護活動に関する協定書」（豊川市歯科医師会）
 - ◆別冊資料編：12-2-10「災害時における医療救護活動に関する協定書」（豊川市薬剤師会）
- (2) 医療救護班の業務
 - ア 傷病者に対する応急的な医療の処置
 - イ トリアージタッグ（様式第5号）によるトリアージ（負傷者選別）の実施

- (ア) 傷病程度の診断及び傷病者に対する治療優先順位の決定
 - (イ) 後方医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定
 - ウ 助産
 - エ 死亡の確認及び遺体の検案
 - オ 遺体の処置
- (3) 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
- (4) 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し医療救護班が持参する。避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。

4 救護所の設置

- (1) 市災害対策本部は避難所その他適当な場所に救護所を設けるとともに、次に掲げる施設の管理者の協力を得て、救護所を設ける。
- ア 市の区域内の病院等入院治療施設
 - イ 市の区域内の産婦人科施設

5 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として本市及び応援消防機関の救急車両等により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、市民病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びS C U（広域搬送臨時医療施設：ステージングケアユニット）へ搬送する場合には、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

6 医薬品その他衛生材料の確保

市は、あらかじめ協定を締結した豊川市薬剤師会に要請し、医薬品等の供給確保に努める。なお、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議、日本赤十字社愛知県支部等に調達の要請をする。

◆別冊資料編：12-2-10「災害時における医療救護活動に関する協定書」（豊川市薬剤師会）

◆別冊資料編：9-3「豊川市薬剤師会出動計画表」

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

- (1) 防疫組織

県に準じて、市災害対策本部に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示、指導等に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

◆別冊資料編：10-5「マンホールトイレ設置施設一覧表」

(3) 臨時予防接種の実施

知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

2 食品衛生

災害発生時には、不衛生な食品が流通し、これに伴い各種の疾病が発生するおそれがあるので、定期的に避難所、炊き出し現場、給食施設等を巡回指導する。

3 栄養指導等

(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

4 健康管理

(1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケア・栄養相談を行うとともに、巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

5 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD（心的外傷後ストレス障害）・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 家庭児童相談室でも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

6 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

7 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を
する。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施
又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 市は保健活動により、心のケア対応が必要と認められる場合は、県に対してD P A T（災
害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様		
初動対応	<table border="1"> <tr> <td>交通情報の収集</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 </td> </tr> </table>	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。 		

	<p>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</p>	<p>・災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</p> <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</p>
<p>第一局面（災害発生直後）</p>		<p>・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</p> <p>・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</p> <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に留意する。</p>
<p>第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）</p>		<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出する。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

◆別冊資料編：6-4「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」

◆別冊資料編：11-1「防災関係機関連絡先一覧」

◆別冊資料編：12-2-2「災害時における公共施設等応急対策に関する協定書」（豊川建設業協会）

◆別冊資料編：12-2-11「災害時における応急対策業務に関する協定書」（豊川造園建設協同組合）

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

第2節 道路施設対策

市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。

ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

- イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
- ウ 豊川建設業協会に緊急対策の実施について、協定に基づき協力を求める。また、道路における倒木等の障害がある場合には、豊川造園建設協同組合に緊急対策実施について協定に基づき協力を求める。
- エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供
緊急輸送道路の確保状況、交通規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。
- ◆別冊資料編：6－1「緊急輸送道路区間」
 - ◆別冊資料編：6－2「地震時に通行を確保すべき道路（市指定）」
 - ◆別冊資料編：11－1「防災関係機関連絡先一覧」
 - ◆別冊資料編：12－2－2「災害時における公共施設等緊急対策に関する協定書」（豊川建設業協会）
 - ◆別冊資料編：12－2－11「災害時における緊急対策業務に関する協定書」（豊川造園建設協同組合）

第3節 港湾・漁港施設対策

港湾・漁港管理者における措置

- (1) 応急工事の実施
港湾・漁港管理者は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。
- (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等
放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）
非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。
- (5) 航路啓開の実施
港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

第4節 鉄道施設対策

鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社）における措置

- (1) 列車の避難並びに停止
鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置
鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事
線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。
- (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求
鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。
- (5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

◆別冊資料編：13-5「主要防災機関の応急対策の概要」

第5節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 人員・物資等の輸送手段を確保する。なお、その際、物資等については、豊川陸運協会等に協定に基づき協力を求める。
 - ◆別冊資料編：12-2-13「災害時における応急対策業務に関する協定書」（豊川陸運協会）
 - ◆別冊資料編：12-2-64「災害時における応急対策業務に関する協定書」（トヨコンロジスティクス株式会社）
 - ◆別冊資料編：12-2-65「災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書」（佐川急便株式会社）
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

◆別冊資料編：6－5「車両・船舶の現有台数一覧」

◆別冊資料編：6－6「飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所」

3 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行う。

- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、本章第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

◆別冊資料編：6－1「緊急輸送道路区間」

◆別冊資料編：6－4「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」

第9章 水害防除対策

■ 基本方針

- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。
- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。

第1節 水防

(水防活動)

1 水防管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置

(1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、豊川市水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜修正した上、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 消防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事、市長）、海岸管理者（知事、港湾管理者）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ ダム・ため池・水門・こう門等の操作

ダム・ため池・水門・こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 緊急通行

消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

（たん水排除）

2 市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1(1)によるたん水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行う。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」

(2) たん水排除

第2節5(1)「農業用施設に対する応急措置」参照。

◆別冊資料編：3-2「重要工作物」

◆別冊資料編：7-6「水防主要資機材」

第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ダム・ため池の堤防決壊防止

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、豊川用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。

(5) 頭首工の保全措置

頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(農作物に対する応急措置)

2 市及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

市は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、農業協同組合等農業団体等と一体となって技術指導を行う。

(2) 病虫害の防除（防除指導等）

市は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、農業協同組合等農業団体等と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

(家畜に対する応急措置)

3 市及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

市は県が行う災害発生に伴う家畜の管理における指導について協力する。

(2) 家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県、家畜防疫員が実施する畜舎等の消毒、必要があると認めたとときの緊急予防注射の実施及び家畜伝染病が発生した場合の家畜等の移動を制限する等の措置に協力する。

(林産物に対する応急措置)**4 市における措置**

- (1) 災害対策技術指導
県の協力を得て種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林に対する措置等林産物につき技術指導を行う。
- (2) 風倒木の処理指導
風倒木の円滑な搬出等について、県の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。
- (3) 森林病虫害等の防除
森林病虫害等を防除するため、県の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

5 応援協力関係

- (1) 農業用施設に対する応急措置
 - ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、貸付を受ける。
 - イ 市及び土地改良区は、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。
 - ウ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

第3節 流木の防止**(流木に対する措置)****1 貯木木材所有者・占有者における措置**

木材の所有者・占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置をとるとともに、それが流木となった場合には、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

2 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部三河海上保安署、港湾管理者及び市は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

3 漁港管理者における措置

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

4 河川管理者及び市における措置

河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

5 県警察及び市における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び市は4に準じた措置をとる。

6 応援協力関係

市、三河海上保安署、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関にあたっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
なお、外国人旅行者の安全確保については、国土交通省観光庁が作成した「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を基に具体的な対策を実施する。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その状況を国に共有するよう努める。

なお、開設にあたっては、浸水や二次災害などのおそれがないことに留意する。

(2) 福祉避難所の確保

高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者に対し、必要に応じて開設する。

(3) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

◆別冊資料編：8-1「指定緊急避難場所・指定避難所等」

◆別冊資料編：8-2「福祉避難所」

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(5) 避難所の運営

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した「豊川市避難所運営マニュアル～地震・風水害など大規模災害時の対応～」に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適

切な措置を講ずる。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行う。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

サ ペット・補助犬の取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペット又は補助犬を連れてきた場合は、「ペット・補助犬登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。なお、補助犬については身体障害者補助犬法に基づく存在であることを避難所に周知し、同伴に対する理解を求める。

シ 公衆衛生の向上

災害発生後、一定期間が経過すると見込まれる場合には、避難所の公衆衛生の向上に努める。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉

担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

2 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第3章第3節1「住民等の避難誘導」参照。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第3章第3節2「避難行動要支援者の支援」参照。

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図るとともに、福祉避難所として、第1段階の福祉スペース、第2段階の公的福祉避難所、第3段階の社会福祉施設を適宜開設し、要配慮者の状態に応じ適切な支援を実施するよう努める。

◆別冊資料編：8-2「福祉避難所」

◆別冊資料編：7-9「福祉避難所用資機材一覧」

◆別冊資料編：12-2-17、12-2-39「災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要

請する。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

エ 通訳による市が設置する多言語通訳サービスの活用

2 県における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門の人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体へ要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。

また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）を編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信等

県国際交流協会と共同で大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策

市は、帰宅途中で救護が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

- ◆別冊資料編：12-2-33「災害時における帰宅困難者への救援物資の提供に関する覚書」(東海旅客鉄道株(豊川駅))
- ◆別冊資料編：12-2-34「防災倉庫の設置及び災害時における帰宅困難者への対応に関する覚書」(名古屋鉄道株(国府駅))
- ◆別冊資料編：12-2-35「災害時における帰宅困難者への対応に関する覚書」(名古屋鉄道株(豊川稲荷駅))
- ◆別冊資料編：12-2-52「災害時における退避施設利用に関する協定書」(サーラE&L東三河株式会社)

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとる。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。
- (3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (4) 市は、給水車等が不足する場合、協定に基づき豊川陸運協会等に協力を求める。
 - ◆別冊資料編：7-3「飲料水用資機材一覧」
 - ◆別冊資料編：10-1「愛知県応急給水支援設備一覧」
 - ◆別冊資料編：10-3「上水道施設一覧」
 - ◆別冊資料編：12-2-13「災害時における応急対策業務に関する協定書」（豊川陸運協会）
 - ◆別冊資料編：12-2-51「災害時における生活水の確保及び消火活動支援に関する協定書」（東愛知生コンクリート協同組合）

3 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
 - ◆別冊資料編：12-1-17「水道災害相互応援に関する覚書」

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆別冊資料編：7-3「飲料水用資機材一覧」
- ◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第2節 食品の供給

1 炊き出しその他による食品の供与

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

(ア) 第1段階 ビスケット、ようかんなど

(イ) 第2段階 アルファ化米など

(ウ) 第3段階 パン、おにぎり、弁当など

なお、第3段階においては学校給食施設を使用するとともに市内の民間給食業者に協定に基づき要請する。

◆別冊資料編：12-2-15「災害時における応急対策業務に関する協定書」（株）アイチフード、(有)伊藤給食、(株)日本デリカフレッシュ、(株)日本フーズデリカ、メーカー（株）

ウ 移動式炊飯器等を用い、簡単な調理を前提とした食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

◆別冊資料編：7-5「災害用備蓄品一覧表」

◆別冊資料編：7-1「必要物資の備蓄（愛知県）」

◆別冊資料編：7-2「主食等炊飯施設一覧」

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

2 主食・副食品、調味料の調達

主食、副食及び調味料は被災等の状況により必要量を把握して、「災害救助に必要な食糧及び生活必需品等の調達に関する協定」を締結している市内の大型店及びその他の業者の協力を得ながら調達する。

- ◆別冊資料編：12-2-1「災害救助に必要な食糧及び生活必需品等の調達に関する協定」（カーマホームセンター豊川店ほか）

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

- (1) 被災者に対して生活必需品の供給を行う。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要請等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 供給することが困難な場合は、協定締結大型店及びその他の業者、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

- ◆別冊資料編：12-2-1「災害救助に必要な食糧及び生活必需品等の調達に関する協定」（カーマホームセンター豊川店ほか）

- ◆別冊資料編：11-3「協定締結店一覧」

- ◆別冊資料編：7-1「必要物資の備蓄（愛知県）」

- ◆別冊資料編：7-5「災害用備蓄品一覧表」

- ◆別冊資料編：12-2-2-1「災害時における支援協力に関する協定書」（生活協同組合コープあいち）

- ◆別冊資料編：12-2-4-5「災害時における物資の調達に関する協定」（株式会社エーコープあいち）

- ◆別冊資料編：12-2-4-8「災害時における食糧物資の供給に関する協定書」（トース株式会社）

- ◆別冊資料編：12-2-4-9「災害時における物資の調達に関する協定」（株式会社タカラ・エムシー）

- ◆別冊資料編：12-2-5-0「災害時における食糧物資の供給に関する協定」（天狗缶詰株式会社三河工場）

- ◆別冊資料編：12-2-5-7「災害時における物資調達に関する協定書」（中部薬品株式会社）

- ◆別冊資料編：12-2-6-2「大規模災害時における被災者への防災活動協力に関する協定書」（イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社）

- ◆別冊資料編：12-2-6-3「災害時における物資の調達に関する協定書」（ひまわり農業協同組合）

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第12章 地域安全対策

■ 基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

地域安全対策

1 市における措置

県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

2 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

3 第四管区海上保安本部における措置

三河海上保安署は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

- (1) 遺体の搜索
豊川警察署・三河海上保安署と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。
- (2) 検視（調査）
遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。
現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。
※ 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）
- (3) 応援要求
自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第2節 遺体の処理

1 市における措置

- (1) 遺体の収容及び一時保存
遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院、斎場会館などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。
なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。
- (2) 遺体の検視（調査）及び検案
警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。
- (3) 遺体の洗浄等
検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、その調査に資するため、警察その他関係機関等への情報提供を適切に行う。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要因及び資機材について応援を要求する。

2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場での遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第3節 遺体の埋火葬**1 市における措置**

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体の埋火葬を行う。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

◆別冊資料編：9-6「埋火葬施設」

◆別冊資料編：12-2-23「災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定書」(株)出雲殿、(株)田中仏具店エコー葬祭八幡エコー会館、(株)東海典礼、(株)ビハーラ豊川、ひまわり農業協同組合、(株)富士通商メモリア

ルベルホールみやび、(有)古橋葬具店)

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

- (1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。
- (2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。
- (3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

 - (ア) 電力会社側
 - a 火力設備
 - b 超高圧系統に関連する送変電設備
 - (イ) 利用者側
 - a 人命にかかわる病院
 - b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

 - (ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。
 - (イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ル

ートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

◆別冊資料編：13-5「主要防災機関の応急対策の概要」

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

◆別冊資料編：12-2-55「災害時における相互協力に関する協定書」（中部電力パワーグリッド(株)豊川営業所)

2 県における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 サラエナジー株式会社、東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

◆別冊資料編：12-2-47「非常時における連絡体制等に関する協定書」（サーラエナジー株式会社東三河支社）

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

◆別冊資料編：12-2-46「災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定」（サーラエナジー株式会社東三河支社）

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

◆別冊資料編：13-5「主要防災機関の応急対策の概要」

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

◆別冊資料編：12-2-37「災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書（一般社団法人愛知県LPガス協会東三河支部）」

第3節 上水道施設対策

市（水道事業者）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場や県水受水施設から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制を確立しておく。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網及び県との支援連絡管からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、県の応急給水支援設備などを利用し、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 取水、導水、浄水に係る施設破壊の場合

(ア) 給水可能な配水池等からループされた主要配水管を通じて給水するとともに、施設の復旧を図る。

(イ) 停電のため送水、配水、加圧等のポンプが運転不能となる場合は、主要施設の非常用発電設備の運転又は可搬式発電機の設置により給水確保を図る。

(3) 応援の要請

豊川市上下水道工事協同組合に応援を要請するが、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

(4) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

(5) 被災後の広報

被災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、

広報に努め、周知を図る。

◆別冊資料編：12-2-3「災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書」（豊川市上下水道工事協同組合）

◆別冊資料編：12-1-17「水道災害相互応援に関する覚書」

第4節 下水道施設対策

市（下水道管理者）における措置

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制を確立しておく。

なお、必要と認められる場合は、関係業者からの応援を受ける。

(2) 応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するために必要な資機材を関係業者から緊急に調達する。

(3) 応急措置

ア 管渠等が土砂により塞がれたときは、速やかに疎通ができるよう、高圧洗浄車等によって復旧を図る。

イ 豪雨若しくは管渠の機能阻害等により、河川への導水及び放流することが困難となり、それによって生ずる浸水に対しては、あらかじめポンプアップによる河川への排水措置を考慮しておき、関係業者からの応援を受ける。

ウ 下水道施設が破壊されたときは、応急復旧を実施するため、関係業者からの応援を受ける。

エ 災害により污水管等が使用不能になったときは、下水道の使用を中止するように住民に周知する。

第5節 通信施設の応急措置

1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障による利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

◆別冊資料編：12-2-32「災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書」（株式会社NTTドコモ東海支社）

3 市、県及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、各機関は、速やかに応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第6節 郵便業務対策

日本郵便株式会社の措置

郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務を維持する。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

- (1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、市、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

- (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧

現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 海上災害対策

■ 基本方針

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害が発生した場合における、排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施する。

海上災害対策

1 沿岸市における措置

- (1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油等の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油等を巡視、警戒する。
- (3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。
- (4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施する。

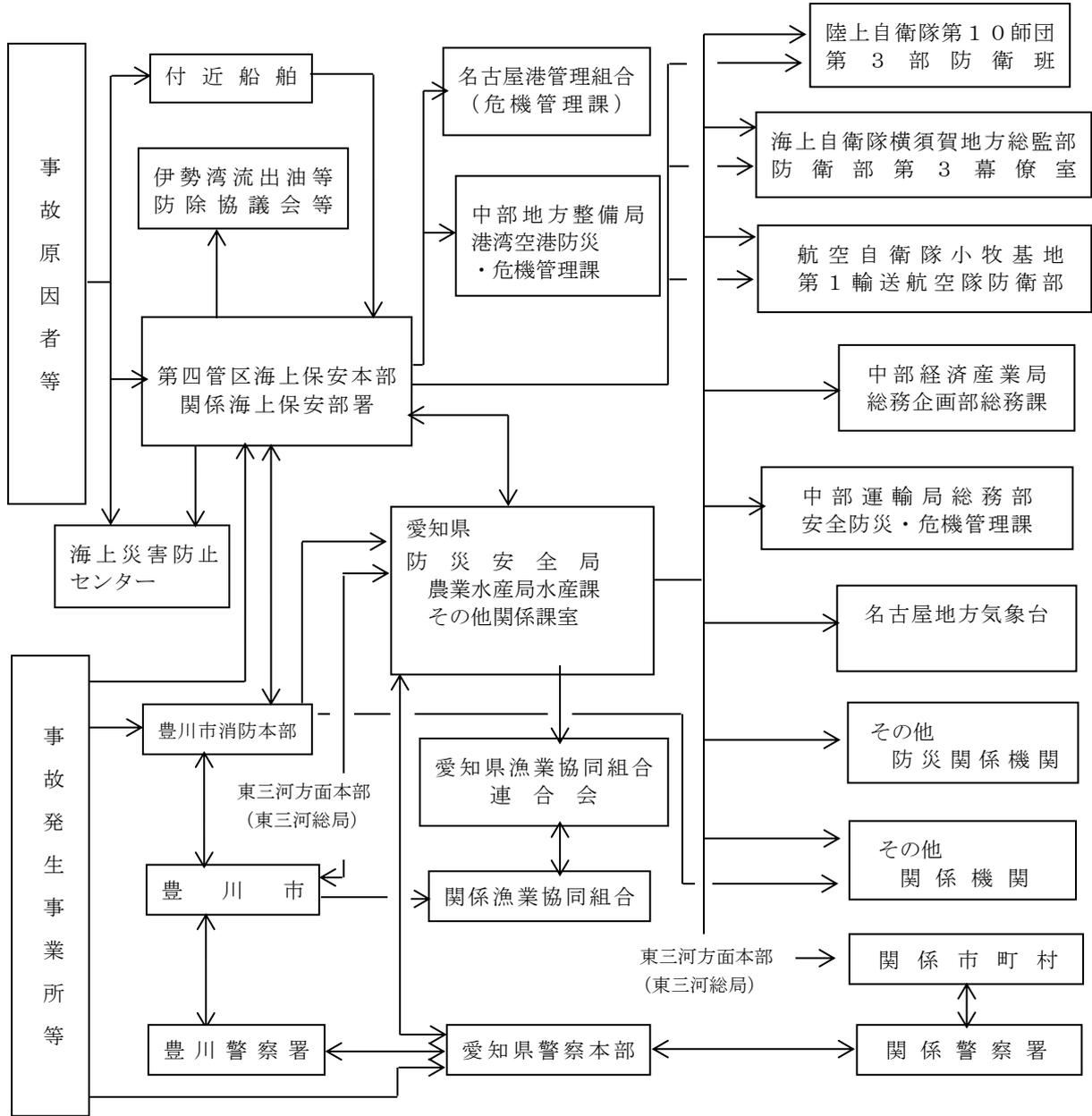
◆別冊資料編：12-1-22「三河海上保安署と豊川市との業務協定」(三河海上保安署)
- (5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

2 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118番）に通報する。



(注) 海上災害防止センターは、事故原因者からの委託又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

第16章 航空災害対策

■ 基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通

1 市等における措置

- (1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、2の「伝達系統」により県及び関係機関に通報する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、地元市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。

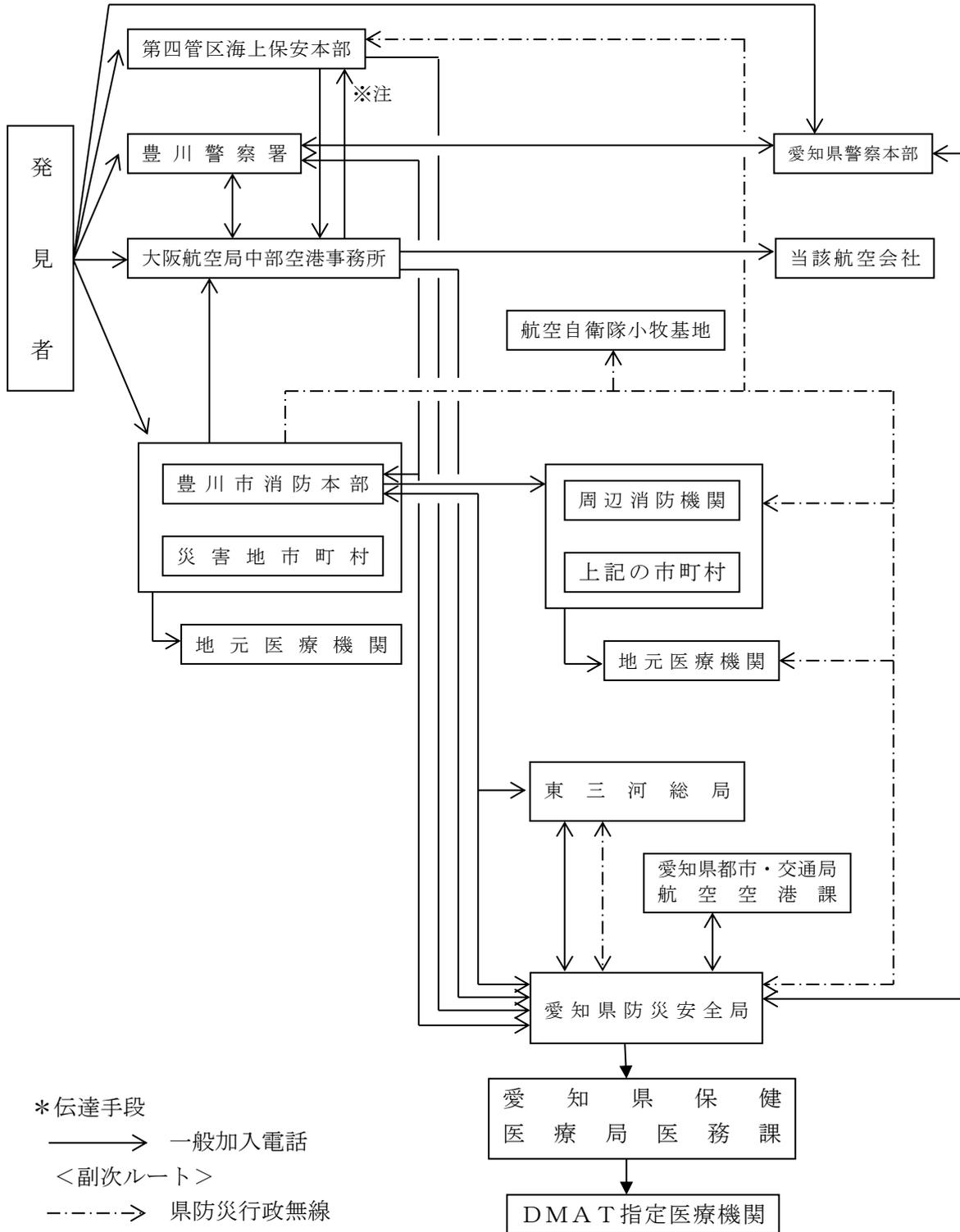
◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

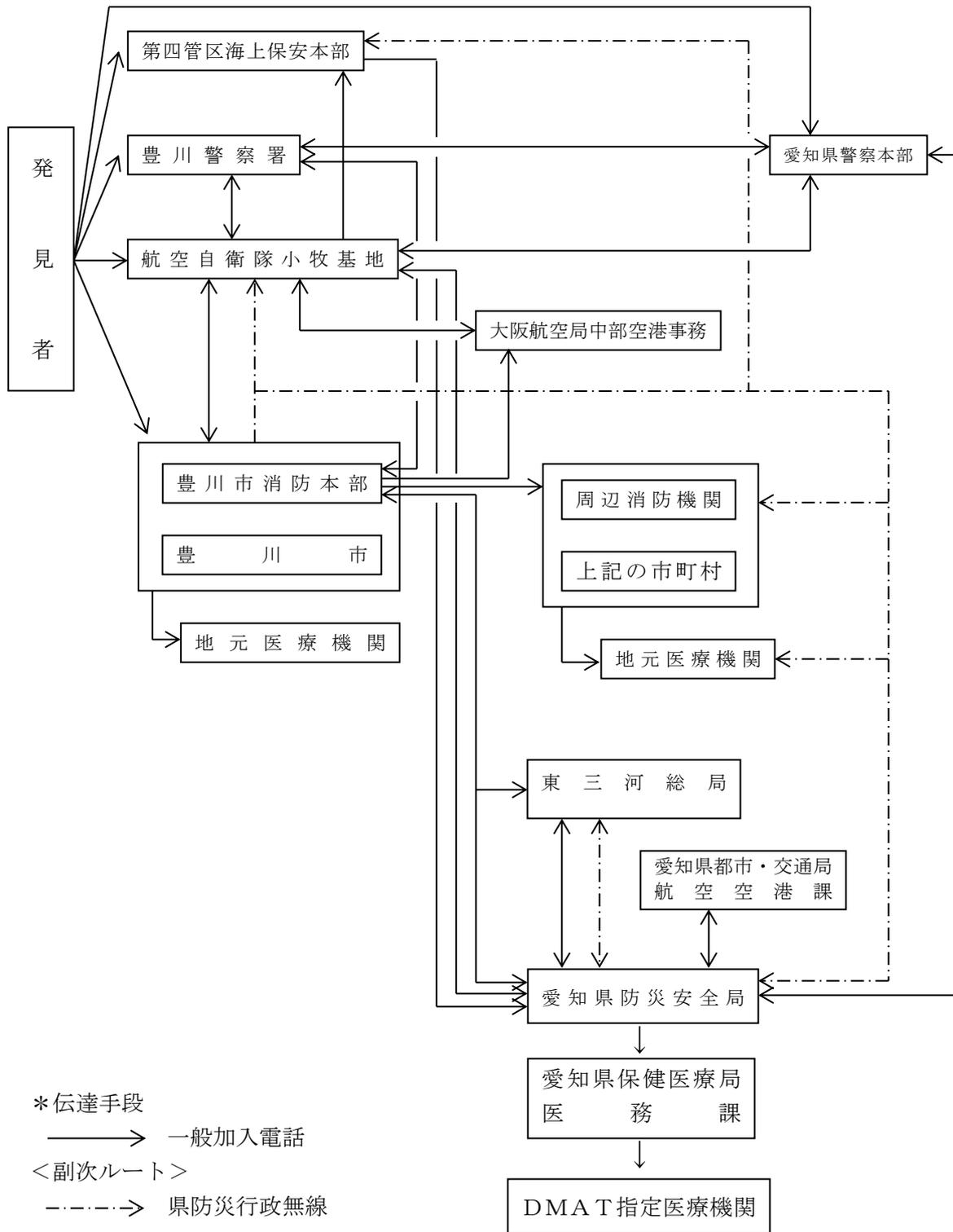
2 伝達系統

(1) 民間航空機の場合



※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合

(2) 自衛隊機の場合



第17章 鉄道災害対策

■ 基本方針

- 鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。

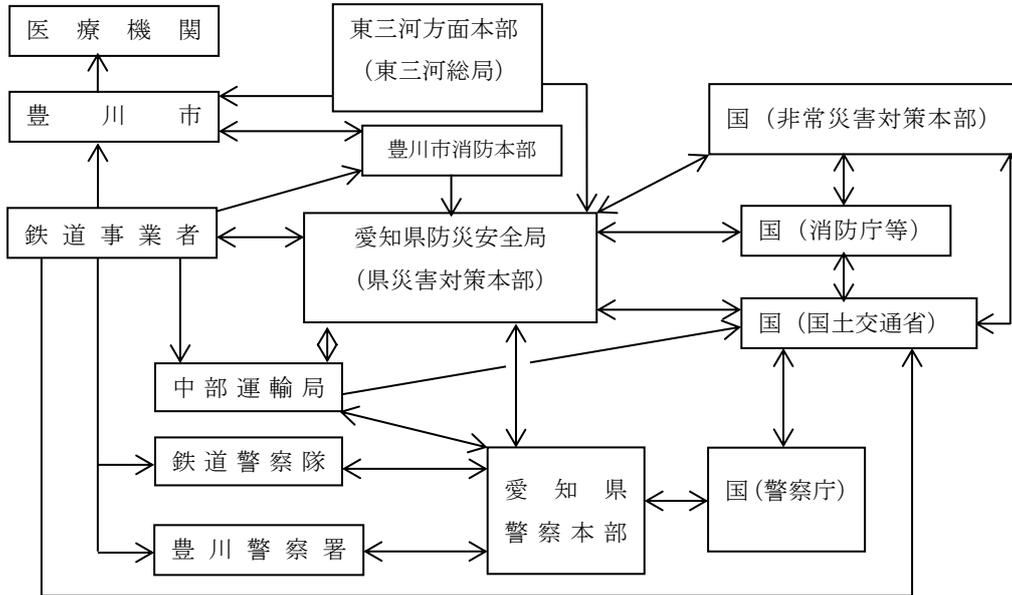
鉄道災害対策

1 市における措置

- (1) 県への連絡
鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは県に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」により実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
地元市のみで対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
◆別冊資料編：13－5「主要防災機関の応急対策の概要」
◆別冊資料編：12－1－10「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第18章 道路災害対策

■ 基本方針

- トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。
- なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

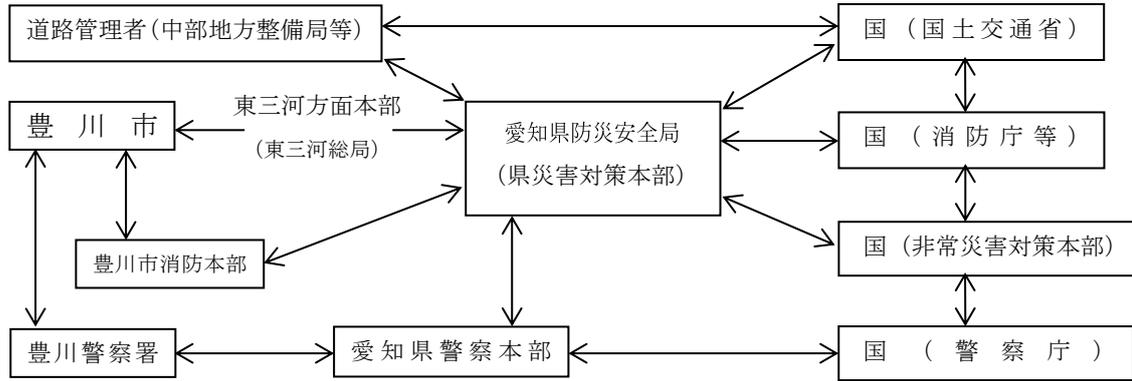
道路災害対策

1 市における措置

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」により実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
地元市のみで対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。
◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第19章 危険物及び毒劇物等化学薬品類災害対策

■ 基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

第1節 危険物等施設

市における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物及び毒劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (5) 他市町村に対する応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、「東三河地区消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に対して応援を要請する。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。
◆別冊資料編：12-1-11「東三河地区消防相互応援協定」
- (6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
消防相互応援に加えさらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」

第2節 危険物等積載車両

市における措置

第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

市における措置

第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第20章 高圧ガス災害対策

■ 基本方針

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

第1節 高圧ガス施設

市における措置

第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

◆別冊資料編：5－6「高圧ガス主要事業所一覧」

第2節 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災安全局）、中部近畿産業保安監督部及び市における措置

高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災安全局）、中部近畿産業保安監督部及び市は、それぞれ第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第21章 火薬類災害対策

■ 基本方針

- 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

第1節 火薬類関係施設

市における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定
火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 地域住民への広報活動
災害発生地域に災害の発生を周知し、迅速に避難させるための広報活動を実施する。
- (5) 他市町村に対する応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、「東三河地区消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に対して応援を要請する。
なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。
◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」
◆別冊資料編：12-1-11「東三河地区消防相互応援協定」
- (6) 防災ヘリコプターの出動要請及び自衛隊の災害派遣要請の依頼
空中消火活動の必要があると認められる場合は、名古屋市に対して「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。
さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第2節 火薬類積載車両

市における措置

- 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 火薬類積載船舶

市における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

◆別冊資料編：5－7「煙火製造所」

第2章 大規模な火事災害対策

■ 基本方針

○ 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）により多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第20章「高圧ガス災害対策」及び第21章「火薬類災害対策」の定めについても留意する。

大規模な火事災害対策

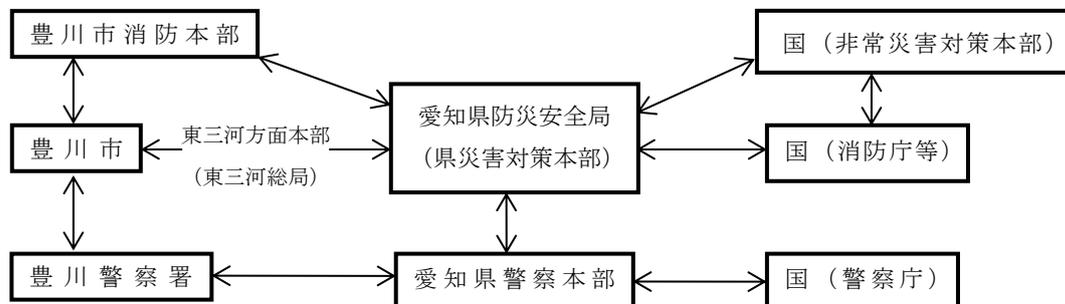
1 市における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示等については、第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 災害地域及び周辺への広報活動
災害発生地域に災害の発生を周知し、迅速に避難させるための広報活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、「東三河地区消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に要請する。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、要請する。
◆別冊資料編：12-1-11「東三河地区消防相互応援協定」
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療救護班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 防災ヘリコプターの出動要請及び自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
空中消火活動の必要があると認められる場合は、名古屋市に対して「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

- (10) 遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



- ◆別冊資料編：7－4「救出用資機材一覧」
- ◆別冊資料編：12－1－10「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆別冊資料編：12－1－11「東三河地区消防相互応援協定」
- ◆別冊資料編：12－1－12「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」
- ◆別冊資料編：12－1－14「東名高速道路における消防相互応援協定」

第23章 林野火災対策

■ 基本方針

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

林野火災対策

1 市における措置

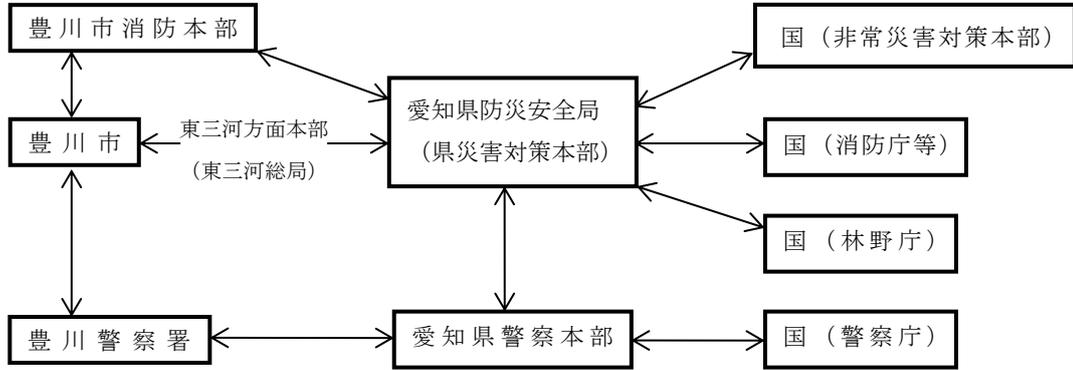
- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
地域住民等の避難の指示等については、第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 防火水槽、自然水利等による消防活動
防火水槽、自然水利等を最大限活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、「東三河地区消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に対して応援を要請する。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、要求する。
◆別冊資料編：12-1-11「東三河地区消防相互応援協定」
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療救護班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請
林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。
- (11) 防災ヘリコプターの出動要請
空中消火活動の必要があると認められる場合は、名古屋市に対して「愛知県における航空

機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (12) 遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

2 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



- ◆別冊資料編：7-4「救出用資機材一覧」
- ◆別冊資料編：12-1-10「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆別冊資料編：12-1-11「東三河地区消防相互応援協定」
- ◆別冊資料編：12-1-12「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」
- ◆別冊資料編：12-1-14「東名高速道路における消防相互応援協定」

第24章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災宅地の危険度判定

市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

市における措置

災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住宅の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市における措置

家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請について

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構が管理している公共賃貸住宅の空家を確保する。

また、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県に国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行うよう要請する。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方式を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

イ 曙グラウンド、南山グラウンド及び小坂井拠点避難地を建設用地とする。

◆別冊資料編：8－1「指定緊急避難場所・指定避難所等」（4 仮設住宅建設予定地）

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建設の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長する。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれかにも該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。
- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

2 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

◆別冊資料編：12-2-2「災害時における公共施設等応急対策に関する協定書」（豊川建設業協会）

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対処の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自ら資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県における措置

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第25章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、県教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

市（教育委員会）、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 市立学校

災害等に関する情報は、第4章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

イ 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行う。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。

イ 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行う。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市（教育委員会）及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の生涯学習センター等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の生涯学習センター等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が避難所となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

また、教職員は、学校の校舎等が避難所として開設された場合は、円滑な災害時の学校運営のために、避難所の運営にも積極的に関わる。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市（教育委員会）における措置

自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市（教育委員会）及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市（教育委員会）における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆別冊資料編：12-3-1「災害救助法施行細則」

第4編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のため必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。
- 大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 市（施設管理者）における措置

災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとお

りである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ク 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。
- エ 廃棄物処理施設に係る災害復旧事業に対し、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当と認められるものについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
 - 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
 - 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業

- キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- { (公共的施設区域内)
 { (公共的施設区域外)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

市における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
- (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 非常災害による被害状況を的確に把握し、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施する。

災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、速やかに災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な面積の仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、中部地方環境事務所、県、周辺市町村及び民間事業者と密接な連携の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

◆別冊資料編：9-5 「災害廃棄物一次仮置場の候補地」

◆別冊資料編：12-2-29 「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」（一般社団法人愛知県産業資源循環協会）

◆別冊資料編：12-2-66 「災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書」（豊川環境事業協同組合）

イ 災害廃棄物処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律始め関係法令に従い、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への運搬を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

ア し尿・生活ごみの処理を迅速かつ適正に実施するため、所管する廃棄物処理施設の稼働に努めるとともに、中部地方環境事務所、県、周辺市町村及び民間事業者と密接な連携の下に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律始め関係法令に定める基準に従って行い、計画的な収集・運搬・処分を行う。なお、し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入する。また、収集・運搬したごみは、焼却を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎や埋立等を行う。なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

◆別冊資料編：9-4 「ごみ及びし尿の処理場所」

◆別冊資料編：12-2-4 「災害時におけるし尿汲取等応急対策の業者調整の協力に関する協定書」（豊川環境事業協同組合）

◆別冊資料編：12-2-29 「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」（一般社団法人愛知県産業資源循環協会）

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

◆別冊資料編：12-1-15「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」

2 県における措置

(1) 連絡調整及び支援・協力の実施

県は、市から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行う。

ア し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬

イ 災害廃棄物の撤去

ウ 災害廃棄物の収集及び運搬

エ 災害廃棄物の処分

オ 被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をを行う。

(2) 事業者に対する指導

県は、産業廃棄物の処理について、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。また、アスベスト含有廃棄物の処理について、飛散防止措置を講ずるよう指導する。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付等

1 市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市は、被災者から住家等の被害について申請がされた場合は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、その判定結果を被災者台帳に登録した後、罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(2) 罹災届出証明書の交付

市は、工作物（カーポート、塀など）、家財や自動車等の動産等、住家以外の不動産について、被災者から被害があったという届出がされた場合は、提出された被害の状況を示す写真等の資料により確認し、罹災届出証明書を交付する。

◆別冊資料編：12-3-4「豊川市罹災証明書等交付要綱」

2 県における措置

(1) 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣する。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

2 県における措置

(1) 市への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

ア 支給申請書の受付

被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 市独自の支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による対象とならない世帯の生活再建に資するため、市は、県補助金を受け当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する（費用負担：国2/4、県1/4、市1/4）。

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は250万円以内、その他は

125万円以内の災害障害見舞金を支給する（費用負担：国2／4、県1／4、市1／4）。

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う（費用負担：国2／3、県1／3）。

(3) 市税等の減免等

被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うとともに地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同

一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う（費用負担：国2／3、県1／3）。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1／2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

第4節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき災害公営住宅を建設する。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議の上必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

- (2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

- (3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

- (4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

- (2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく利子補給等を実施する。

- (3) 施設復旧

第2章「公共施設等災害復旧対策」参照。

2 県（農林水産部）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく利子補給等を実施する。